

防府市 公共施設等総合管理計画

平成28年12月
防府市

目次

1	公共施設等総合管理計画策定の背景と目的	1
(1)	背景と目的	1
(2)	位置付け	2
(3)	対象施設	2
(4)	計画期間	2
2	本市の概要	3
(1)	本市の概況	3
(2)	人口動向	4
(3)	財政状況	5
3	公共施設等の現状と課題	8
(1)	公共施設等の保有状況	8
(2)	将来費用の試算	12
(3)	公共施設に関するアンケート	15
(4)	公共施設等を取り巻く課題の整理	17
4	基本方針	18
(1)	公共施設の「再編」	20
(2)	公共施設等の「長寿命化」	23
(3)	公共施設等の管理運営の「効率化」	27
5	施設類型ごとの基本的な方向性	29
(1)	公共施設	29
(2)	インフラ施設	40
6	今後の取組	44
(1)	推進体制	44
(2)	職員の意識改革を図る研修の実施	45
(3)	公会計(固定資産台帳)の活用	45
(4)	PDCAサイクルの推進	45
参考資料		
1	分類(用途)別・地域別の公共施設配置状況一覧	48
2	分類(用途)別・地域別の公共施設配置状況図	50
(1)	分類(用途)別配置図	50
(2)	地域別配置図	63

1 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的

(1) 背景と目的

防府市(以下「本市」という。)では、高度経済成長に伴う都市化や人口増加を背景に、公共サービスの充実に向け、これまで多くの公共施設等を整備し、保有してきました。しかしながら、これらの施設の多くは、建設後 30 年を経過しており、今後数十年の間に老朽化に伴う大規模な修繕、更新等の時期を迎えることから、財政的に大きな負担となることが予測されます。また、公共施設等の耐震化といった安全性の確保も重要な課題となっています。今後、本市においては、公共施設等の老朽化や耐震化への対応に加え、少子高齢化の急速な進行による人口構造の変化や市民ニーズを的確に把握し、公共施設等を有効に活用していくことが求められています。

本市では、これまで、平成 25 年度に公共施設のサービス、施設の老朽化、管理運営費等の客観的な情報を整理・分析した「防府市公共施設白書(以下「公共施設白書」という。))」、平成 26 年度に公共施設の最適化に向けた今後の在り方をまとめた「防府市公共施設マネジメント基本方針(以下「マネジメント基本方針」という。))」、平成 27 年度に公共施設の再編に関する取組内容を具体化し、分類(用途)別の施設の方向性等をまとめた「防府市公共施設再編計画(以下「再編計画」という。))」、平成 28 年 12 月に公共施設の保全に関する取組内容の具体化を図った「防府市公共施設保全計画(以下「保全計画」という。))」を策定し、公共施設マネジメントを進めてきました。

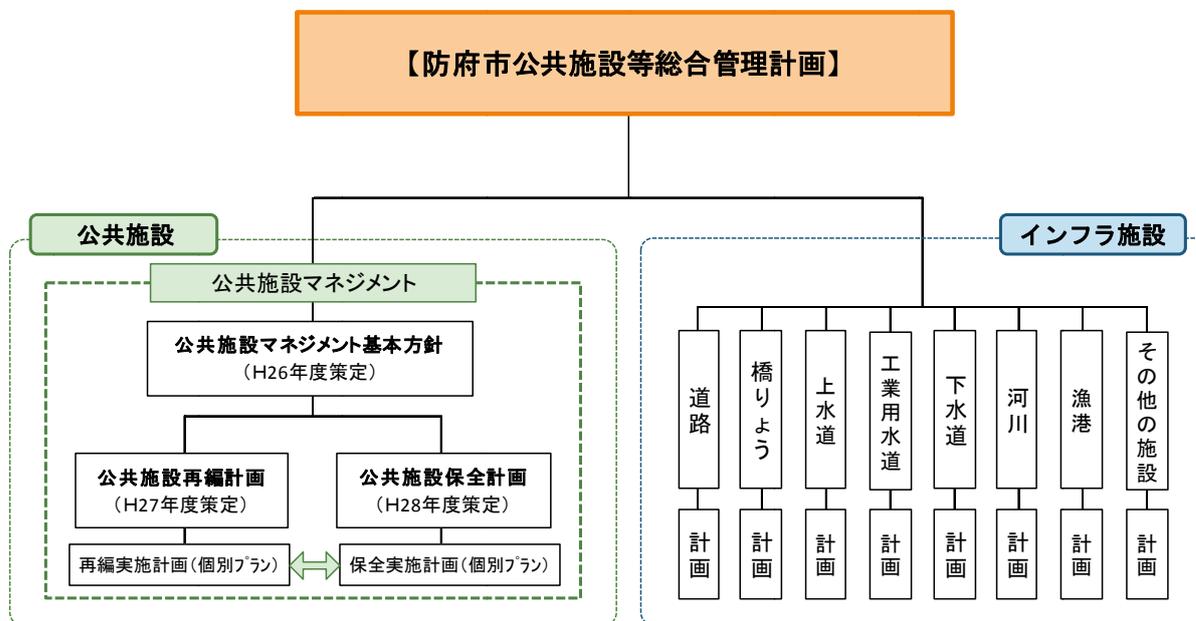
この「防府市公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。))」は、総務省から各地方公共団体に対して「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について(平成 26 年 4 月 22 日総財務第 74 号)」の通知により、今後の公共施設等の管理方針等を定めた計画策定の要請がなされたことを受け、公共施設マネジメントにおいて策定してきたマネジメント基本方針等をインフラ施設についても対象とした計画として改めて取りまとめたものです。

今後、総合管理計画の内容を踏まえ、公共施設等の在り方について議論を深め、限られた財源や資産をより有効に活用していくための具体的な検討に取り組むことにより、持続可能な公共サービスの提供と健全な財政運営を両立させることを目指します。

(2) 位置付け

総合管理計画は、公共施設とインフラ施設に関する総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方をまとめた指針と位置付けます。

図表 1 公共施設等総合管理計画の位置付け



(3) 対象施設

総合管理計画においては、本市が保有する建物(公共施設として民間等から借用している建物を含む。)を有する施設を「公共施設」と定義し、道路・橋りょう・上下水道等を「インフラ施設」と定義し、計画対象とします。

なお、公共施設とインフラ施設の両方を示す場合は、「公共施設等」と定義します。

(4) 計画期間

平成 40 年代から平成 50 年代にかけて施設更新のピークが到来することを考慮し、総合管理計画の計画期間は 30 年(平成 28 年度～平成 57 年度)とします。ただし、本市の公共施設等を取り巻く状況の変化が想定されることから、見直しは必要に応じて随時行っていくものとします。

2 本市の概要

(1) 本市の概況

① 市の沿革

本市は、古くから周防の国の国府として栄え、また、交通の要衝として発展した歴史のあるまちです。

昭和11年に防府町、中関町、華城村、牟礼村の4つの町村が合併し、「防府市」が誕生しました。昭和14年から昭和30年にかけて、西浦村、右田村、富海村、小野村、大道村と合併し、現在の姿となりました。

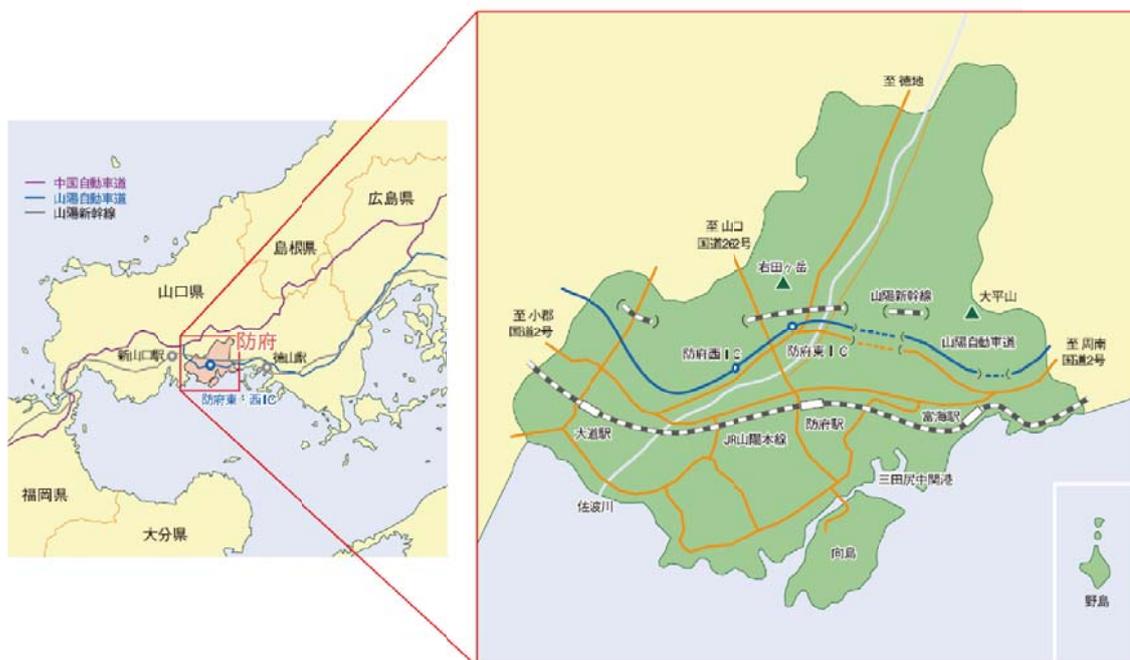
かつて栄えていた製塩業が昭和35年に廃止されてから、広大な跡地の利用促進を図るため、昭和39年に周南工業整備特別地域の指定を受け、企業立地に向けた整備を進めた結果、多くの企業が進出し、臨海工業地帯を形成してきました。

昭和57年には大規模自動車組立工場が操業を開始し、今では県内有数の製造品出荷額を誇り、防府の発展を支えています。

② 位置・地勢

本市は、本州の西端、山口県の瀬戸内側のほぼ中央部に位置し、県内最大の平野をもち、一級河川佐波川の下流に開けています。県庁所在地である山口市や、県東部の主要都市である周南市と接しています。

市域は、東西20.1km、南北20.4kmに及び、総面積は188.59km²です。北部には中国山地が連なり、市の中央部を流れ瀬戸内海に注ぐ一級河川佐波川を挟んで、東には市の最高峰大平山が、西には右田ヶ岳が対照的にそびえ、南部の広大な平野部には市街地が広がっています。

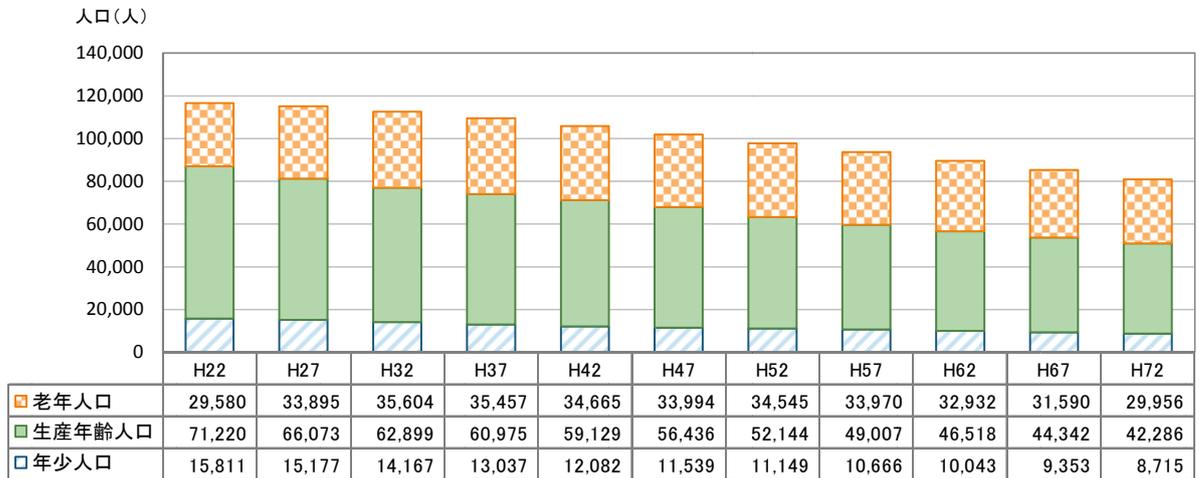


【出典】第四次防府市総合計画「防府まちづくりプラン2020」

(2) 人口動向

本市の総人口は平成 72 年には約 8 万 1 千人になるとされています。また、年少人口や生産年齢人口は年々減少する一方、老年人口の割合は増加するとされています。平成 22 年の老年人口の割合は約 25%でしたが、平成 72 年には 37%まで上昇するとされています。

図表 2 年齢階層別人口数の推計



【出典】防府市人口ビジョン(平成 27 年 10 月)

図表 3 年齢階層別人口割合の推計



【出典】防府市人口ビジョン(平成 27 年 10 月)

※年少人口…0 歳～14 歳の人口、生産年齢人口…15 歳～64 歳の人口、老年人口…65 歳以上の人口

(3) 財政状況

本市は、今後、人口減少・少子高齢化等による税収の低下や扶助費等の社会保障費の増加が見込まれることから、厳しい財政状況になることが予測されます。

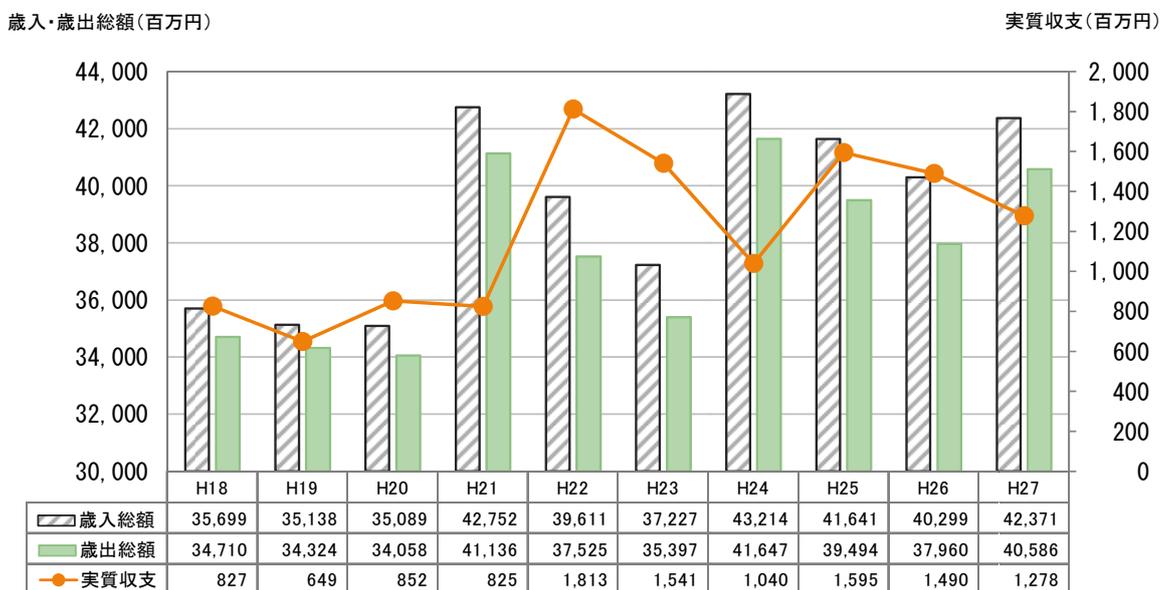
このような状況下において、公共施設等の修繕・更新費用を市債発行により賄えば、市債現在高の更なる増加による財政の硬直化を招く恐れがあります。

① 決算収支の推移・内訳

本市の決算規模を普通会計ベースで見ると、平成 27 年度では、歳入総額は約 424 億円、歳出総額は約 406 億円となっており、平成 24 年度以降は 400 億円程度の水準で推移しています。

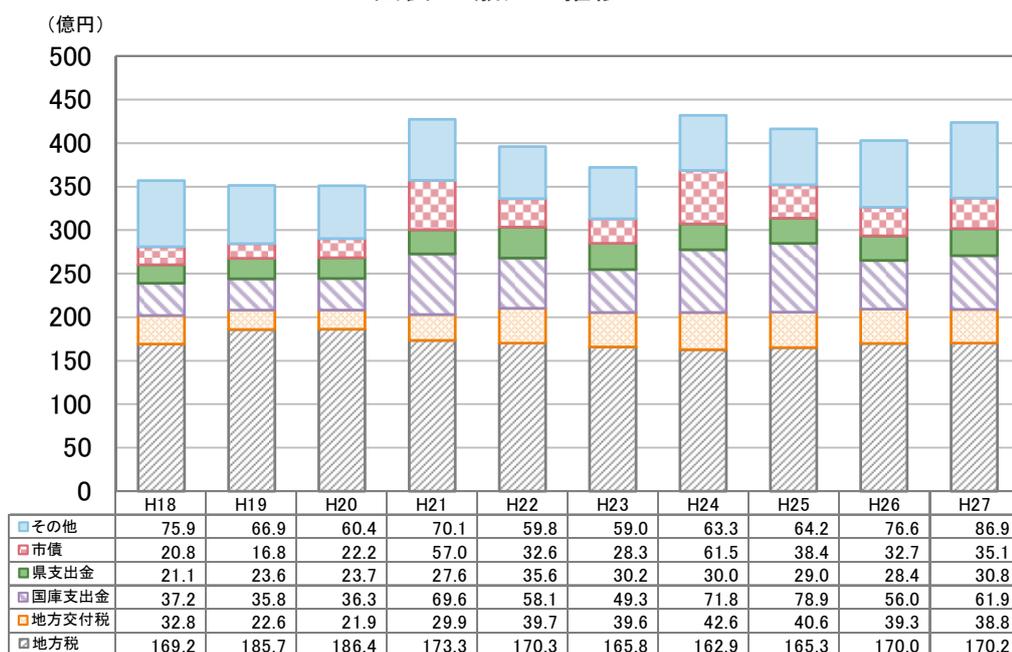
歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、比較的高い水準で推移していますが減少傾向にあります。

図表 4 決算収支の推移



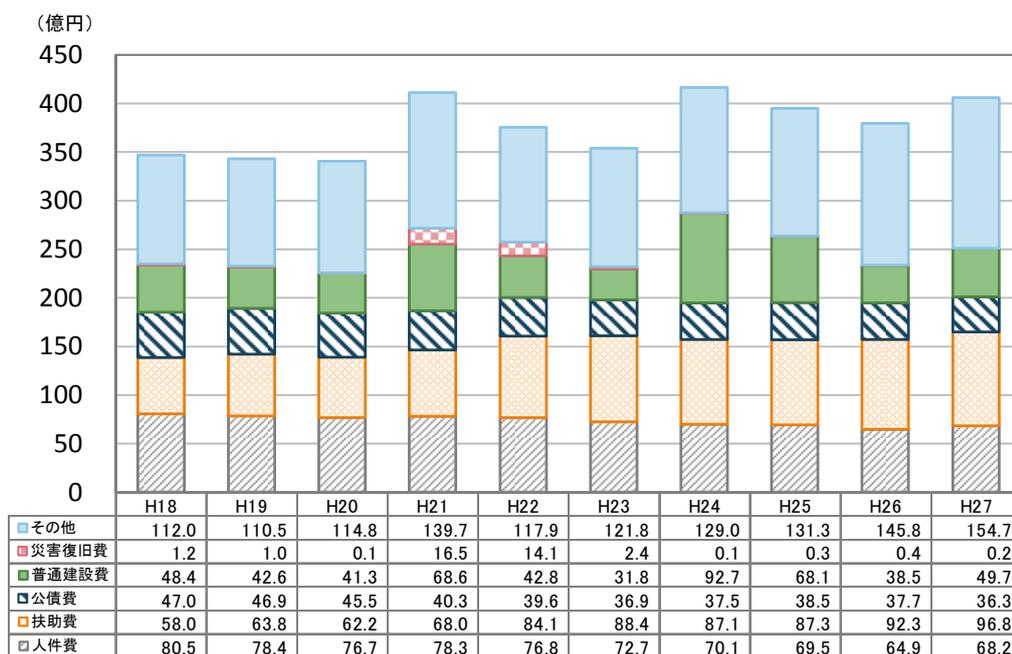
【出典】地方財政状況調査

図表 5 歳入の推移



【出典】地方財政状況調査

図表 6 歳出の推移

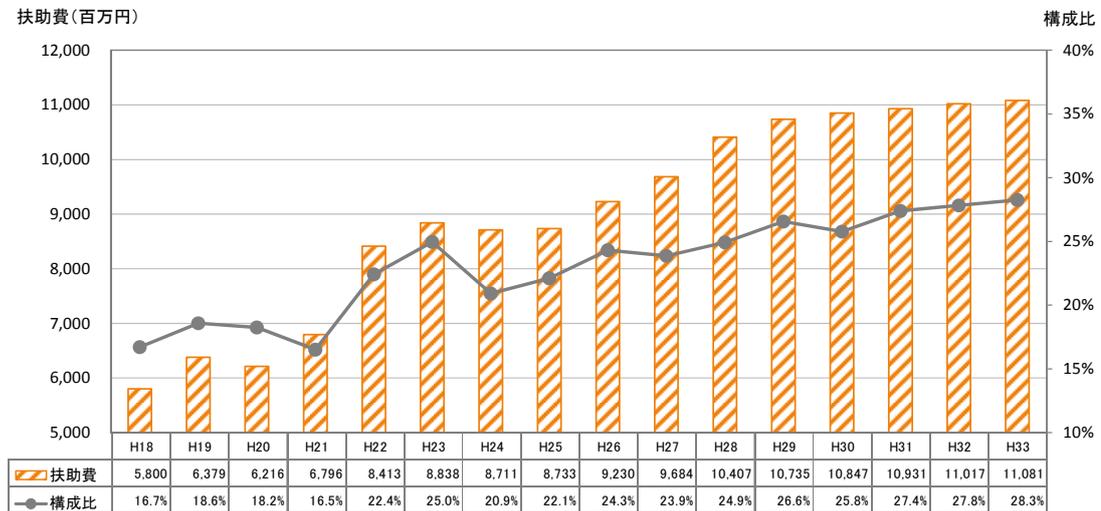


【出典】地方財政状況調査

② 扶助費の推移及び見通し

扶助費は、増加傾向にあり、平成 27 年度では平成 18 年度に比べて約 1.6 倍に増加しています。今後も老年人口の割合が増加すると予測されていることから(P4 図表 3 参照)、扶助費の更なる増加が見込まれます。

図表 7 扶助費の推移及び見通し

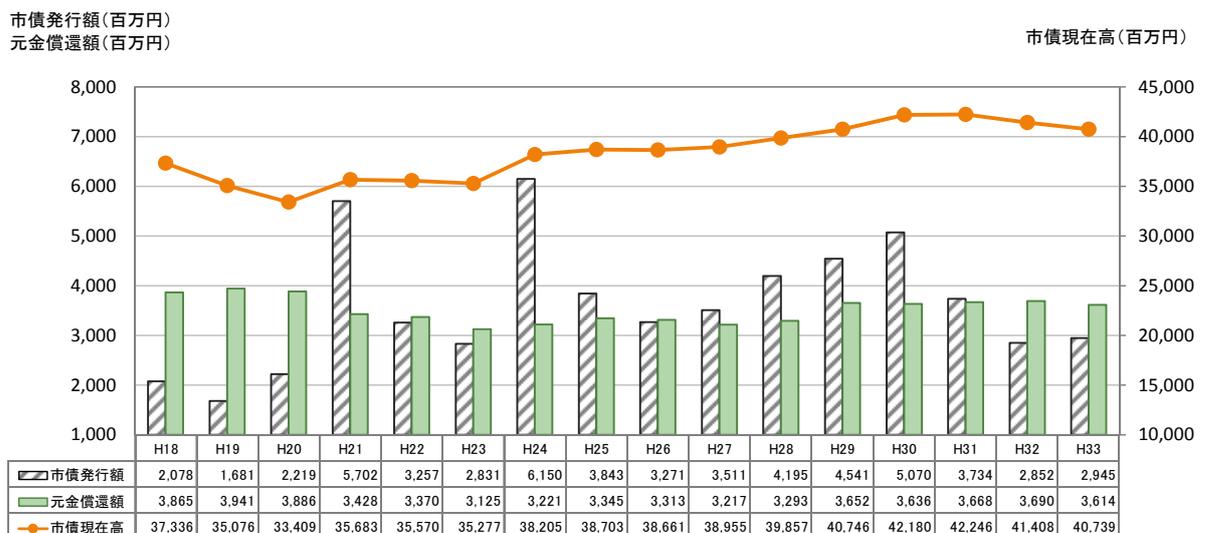


【出典】平成 27 年度までは地方財政状況調査、平成 28 年度以降は防府市中期財政計画(平成 28 年 12 月)

③ 市債現在高の推移及び見通し

市債現在高は、平成 20 年度までは減少傾向にありましたが、平成 21 年度にスポーツセンター一体育館、平成 24 年度に廃棄物処理施設を建設したことなどにより増加しています。今後も大型事業の実施により更に増加すると見込まれます。

図表 8 市債現在高の推移及び見通し



【出典】平成 27 年度までは地方財政状況調査、平成 28 年度以降は防府市中期財政計画(平成 28 年 12 月)

3 公共施設等の現状と課題

(1) 公共施設等の保有状況

公共施設白書において整理した平成25年4月1日時点の公共施設等の保有状況は、以下のとおりです。(文化財及び本市以外の団体等に貸付をしている建物は対象外)

① 公共施設

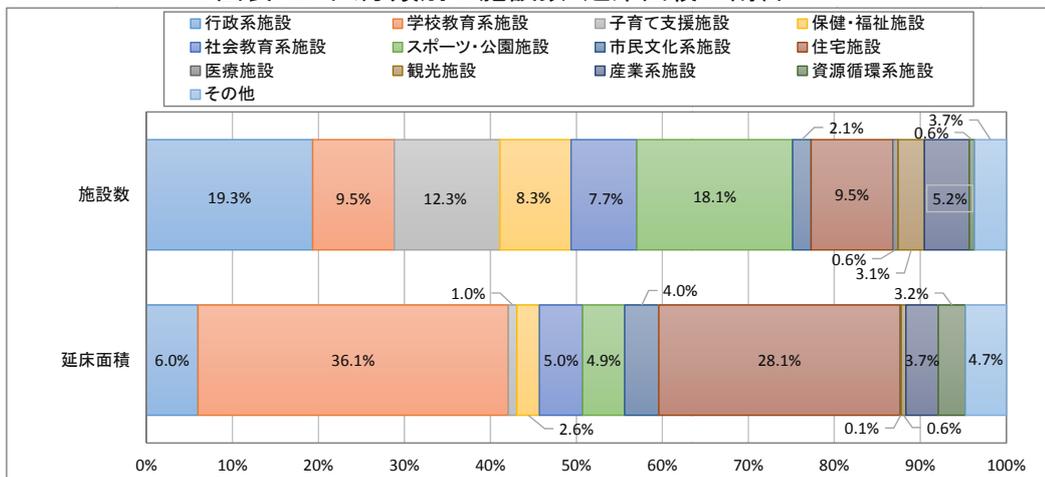
本市では、326施設、1,398棟、総延床面積433,907.78㎡の公共施設を保有しています。施設の大分類別で見ると、学校教育系施設と住宅施設を合わせた延床面積は278,428.42㎡であり、総延床面積の約64%と大きな割合を占めています。

図表9 公共施設の数量

大分類	中分類	施設数	棟数	延床面積(㎡)	代表的な施設
行政系施設	庁舎等	11	52	18,339.75	市役所、出張所
	消防施設	17	23	7,227.33	消防庁舎、消防署出張所
	防災施設	34	34	371.15	防災倉庫、水防倉庫
	その他行政系施設	1	1	70.00	プラント倉庫
学校教育系施設	学校	28	450	154,146.76	小学校、中学校
	その他学校教育系施設	3	5	2,491.73	学校給食センター
子育て支援施設	認定こども園・幼稚園・保育所	3	7	2,397.38	保育所
	幼児・児童施設	28	28	1,854.43	留守家庭児童学級、児童館
	児童遊園	9	9	47.61	児童遊園
保健・福祉施設	高齢者福祉施設	15	31	1,693.58	老人憩の家
	障害者福祉施設	5	22	3,911.18	愛光園、大平園
	保健施設	1	2	1,274.91	保健センター
	その他保健・福祉施設	6	11	4,543.06	福祉センター、中高年齢労働者福祉センター
社会教育系施設	図書館	1	2	3,132.41	防府図書館
	博物館等	2	4	6,319.14	青少年科学館、文化財郷土資料館
	公民館・学習等供用会館	16	32	10,968.93	文化センター、公民館(学習等供用会館)
	その他社会教育系施設	6	8	1,422.33	勤労青少年ホーム、海洋民俗資料収蔵庫
スポーツ・公園施設	スポーツ・レクリエーション施設	11	30	19,696.38	スポーツセンター、向島運動公園
	公園施設	47	70	976.28	公園の公衆便所、東屋、作業所等
	その他スポーツ・公園施設	1	7	477.16	花木センター
市民文化系施設	集会施設	3	3	410.50	右田会館、大日会館、北山手会館
	文化施設	2	4	13,392.59	公会堂、地域交流センター
	その他市民文化系施設	2	2	3,418.89	地域協働支援センター、天神ピア
住宅施設	市営住宅・市有住宅	31	378	121,789.93	田島住宅、坂本住宅、清水川住宅
医療施設	医療施設	2	3	478.02	休日診療所、野島診療所
観光施設	観光施設	6	29	2,287.23	大平山索道及び観光施設、まちの駅
	その他観光施設	4	5	161.04	阿弥陀寺公衆便所、毛利氏庭園公衆便所
産業系施設	産業系施設	17	61	16,262.97	青果物地方卸売市場、水産総合交流施設
資源循環系施設	資源循環系施設	2	26	13,819.75	クリーンセンター、一般廃棄物最終処分場
その他	その他	12	59	20,525.36	斎場、競輪場
総計		326	1,398	433,907.78	

【出典】防府市公共施設白書

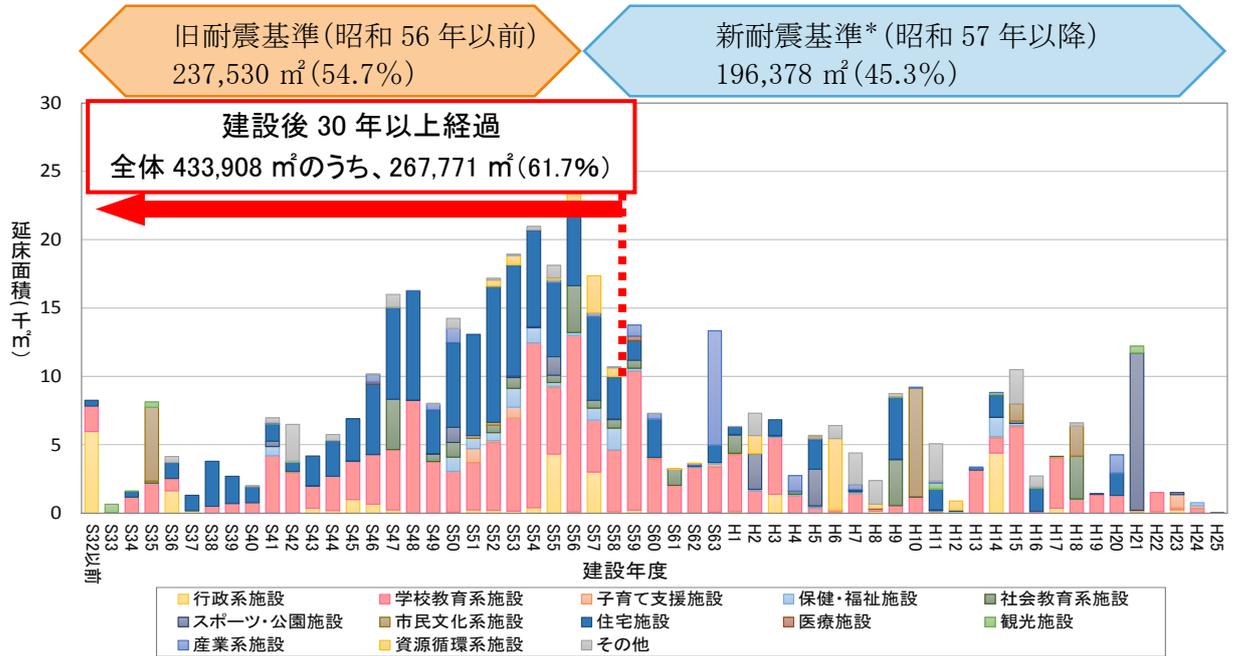
図表10 大分類別の施設数・延床面積の割合



【出典】防府市公共施設白書

公共施設の総延床面積(約 43 万㎡)のうちの約 62%が、建設後 30 年以上経過しており、10 年後その割合は約 78%に達します。

図表 11 建設年度別に見た施設の大分類別の延床面積

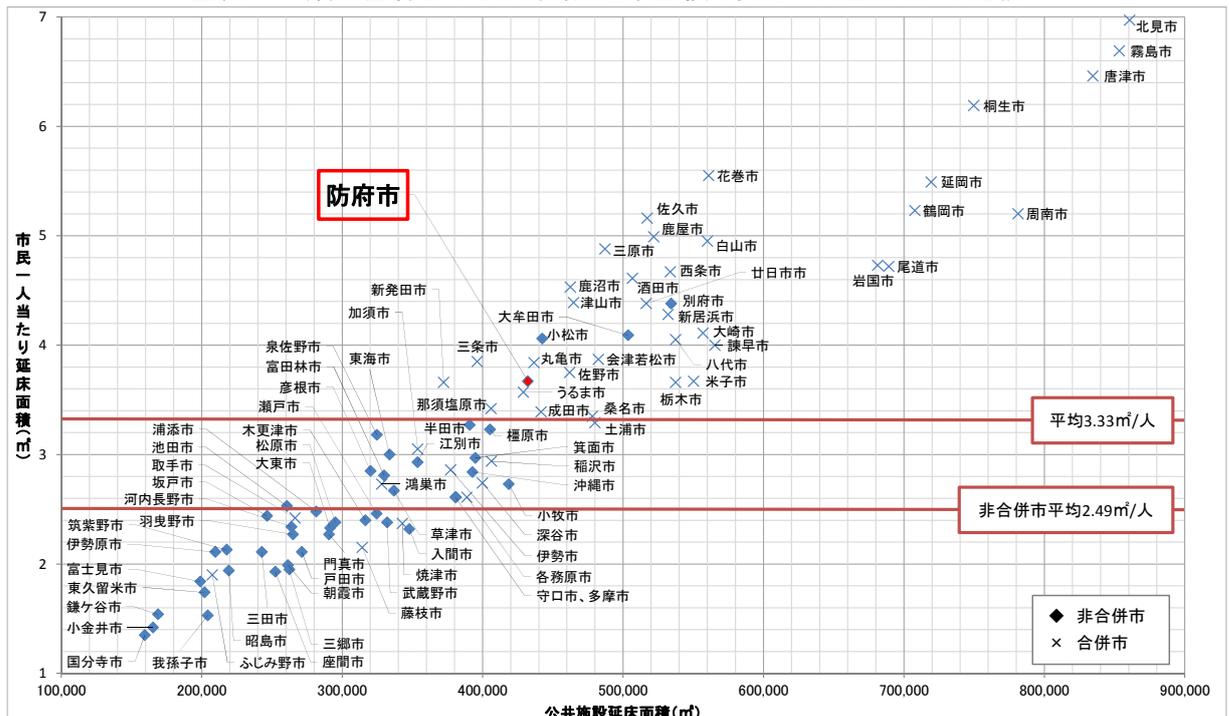


【出典】防府市公共施設マネジメント基本方針

* 新耐震基準…中規模の地震(震度 5 強程度)に対してはほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震(震度 6~7 程度)に対しても人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている現行の耐震基準

市民一人当たりの公共施設延床面積は 3.67 ㎡となっており、類似団体*平均の 3.33 ㎡を上回っています。また、本市のように平成の大合併が行われていない類似団体の平均 2.49 ㎡と比べても上回っています。

図表 12 類似団体との公共施設延床面積(市民一人当たり)の比較



※「公共施設状況調年比較表」(総務省、H24 年度決算)を基に作成

* 類似団体…人口と産業構造の組み合わせによって類型化し、それぞれに分類された自治体(防府市が属する類似団体数は、本市を含めて 88 団体)。

② インフラ施設

ア 道路

市道一般、自転車歩行者道、農道及び林道の整備状況は、図表 13 のとおりです。

図表 13 道路舗装の整備状況

道路種別	総延長(m)	総面積(m ²)
市道一般(舗装)	627,126	3,695,889
自転車歩行者道	103,548	317,579
自転車歩行者道	102,745	312,322
独立専用自転車歩行者道	803	5,257
農道	—	29,369
林道	20,371	91,637

【出典】防府市公共施設白書

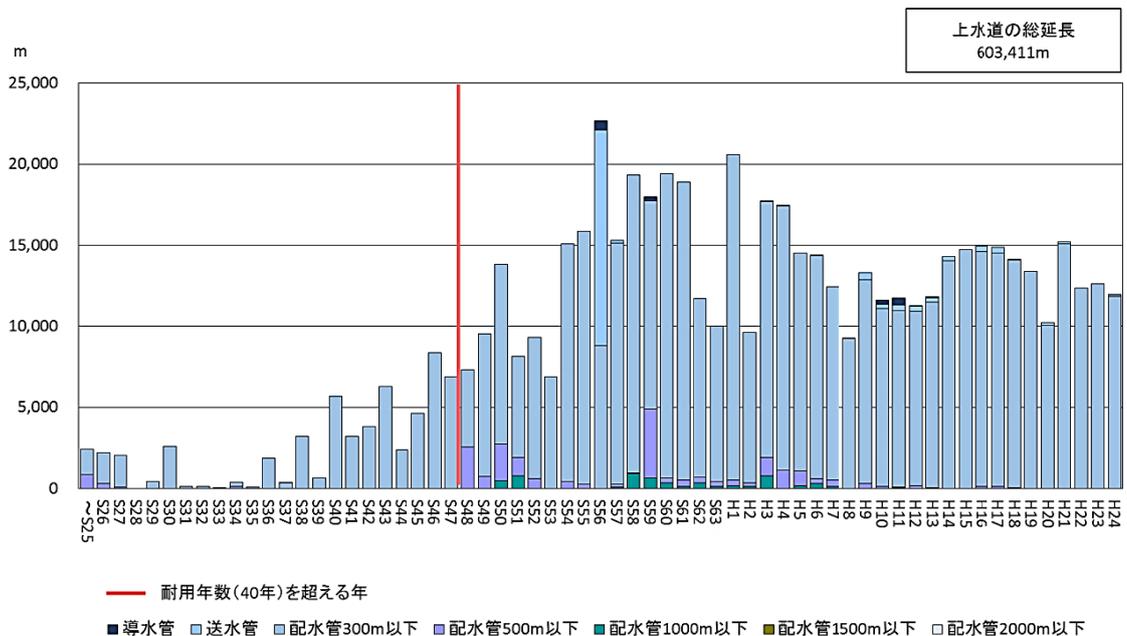
イ 橋りょう

橋長 2m以上の橋りょうの整備状況は、725 橋となっています。

ウ 上水道

上水道の配水管延長は、603.4kmとなっており、年度別の整備状況は図表 14 のとおりとなっています。これまで積極的に配水管の更新工事を行ってきましたが、法定耐用年数を越えた配水管は未だ 57.8 km残っています。

図表 14 上水道管きよの年度別整備状況

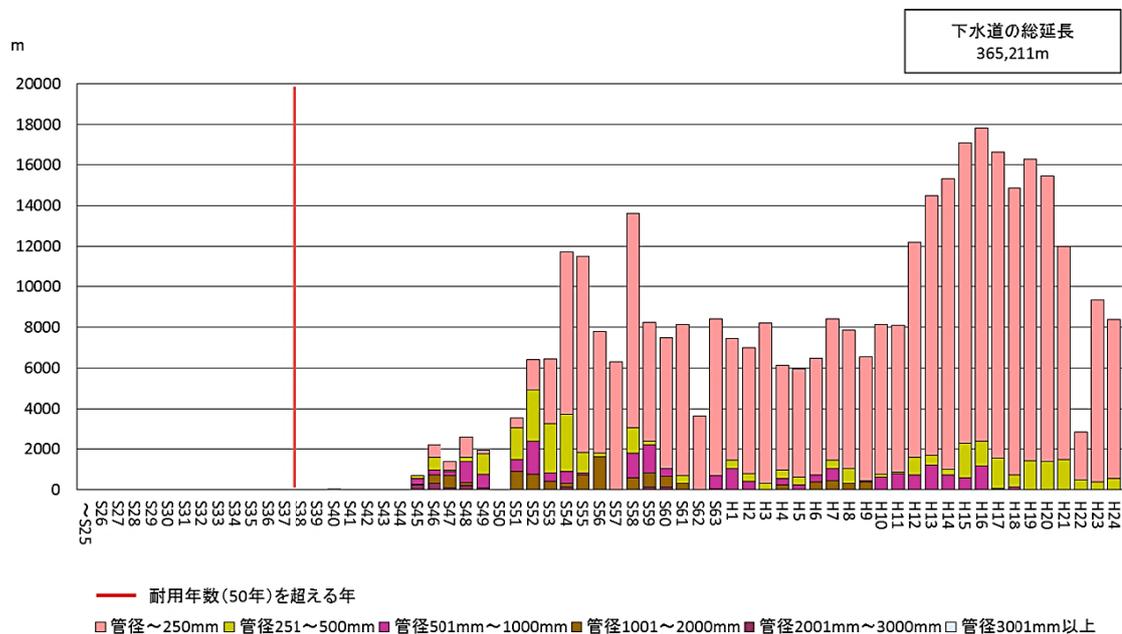


【出典】防府市公共施設白書

エ 下水道

公共下水道の管きょ延長は、365.2 kmとなっており、年度別の整備状況は図表 15 のとおりとなっています。

図表 15 下水道管きょの年度別整備状況



【出典】防府市公共施設白書

(2) 将来費用の試算

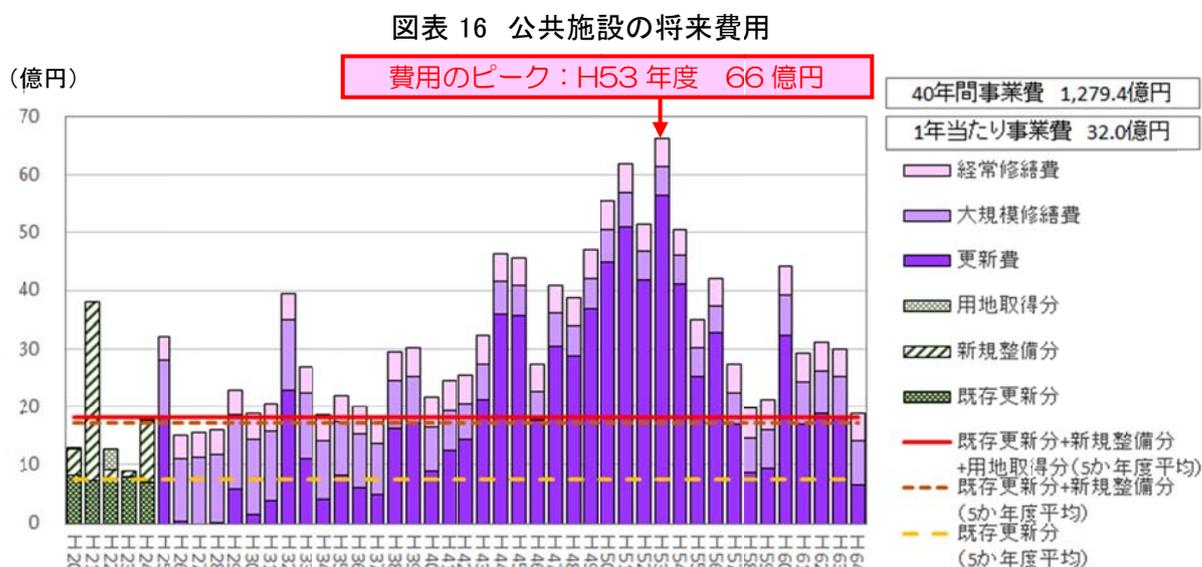
公共施設白書において整理した平成25年4月1日時点で保有している公共施設等について、保有面積が変わらないものと仮定し、耐用年数や費用単価等の条件を設定して試算した将来費用は以下のとおりです。

① 公共施設

建設後30年以上経過し、老朽化が懸念されている施設(建物棟別)が全体の61.7%を占めています。

経常修繕*、大規模修繕*及び更新に係る今後40年間(平成25年度～平成64年度)の費用は、平成40年代前半から急増し、平成53年度のピーク時には66億円となり、総費用は1,279億4,000万円、1年当たりの平均費用は32億円となる試算結果となりました。

平成20年度から平成24年度までの公共施設に係る投資的経費*の実績から求めた5か年平均(約7億5,000万円)と比較すると、毎年約24億5,000万円の差が生じることが見込まれます。



【出典】防府市公共施設白書

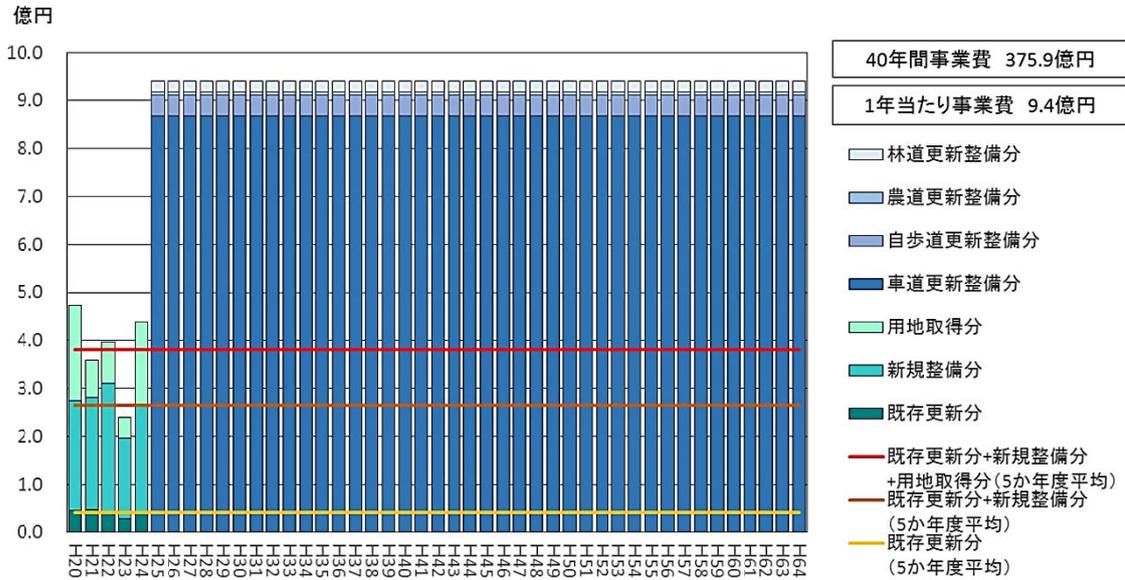
- * 経常修繕…経年による設備の劣化や建物躯体の損傷に対して、経常的に実施する修繕
- * 大規模修繕…経年により設備や建物躯体に著しい損傷が生じた場合に行う、大規模な工事等による修繕
- * 投資的経費…支出の効果が資本の形成のためのものであり、将来に残る施設を整備するための経費

② インフラ施設

ア 道路

市道一般、自転車歩行者道、農道及び林道に係る今後 40 年間の整備費は、約 375 億 9,000 万円、1 年当たりの平均費用は約 9 億 4,000 万円となる試算結果となりました。

図表 17 道路舗装の将来費用

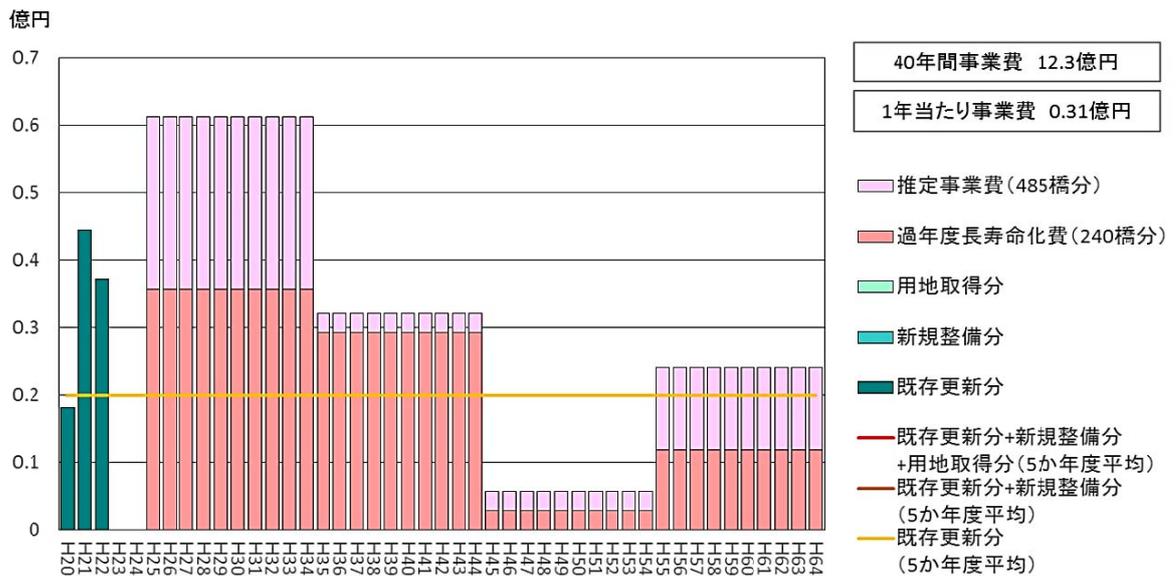


【出典】防府市公共施設白書

イ 橋りょう

橋りょうに係る今後 40 年間の整備費は、約 12 億 3,000 万円、1 年当たりの平均費用は約 3,100 万円となる試算結果となりました。

図表 18 橋りょうの将来費用

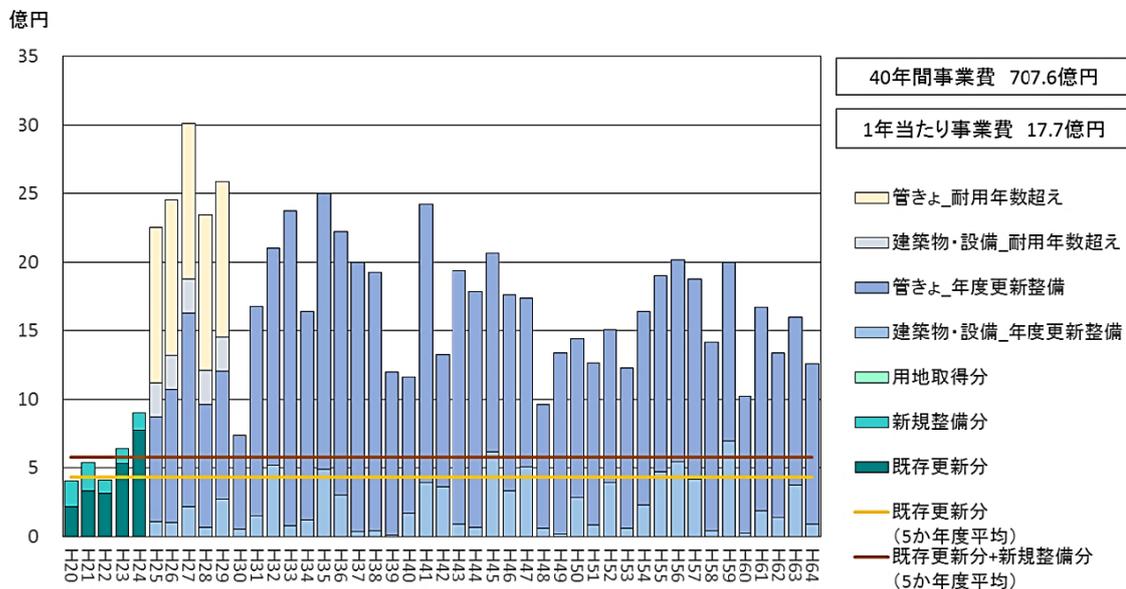


【出典】防府市公共施設白書

ウ 上水道

上水道に係る今後40年間の整備費は、約707億6,000万円、1年当たりの平均費用は約17億7,000万円となる試算結果となりました。

図表 19 上水道施設の将来費用

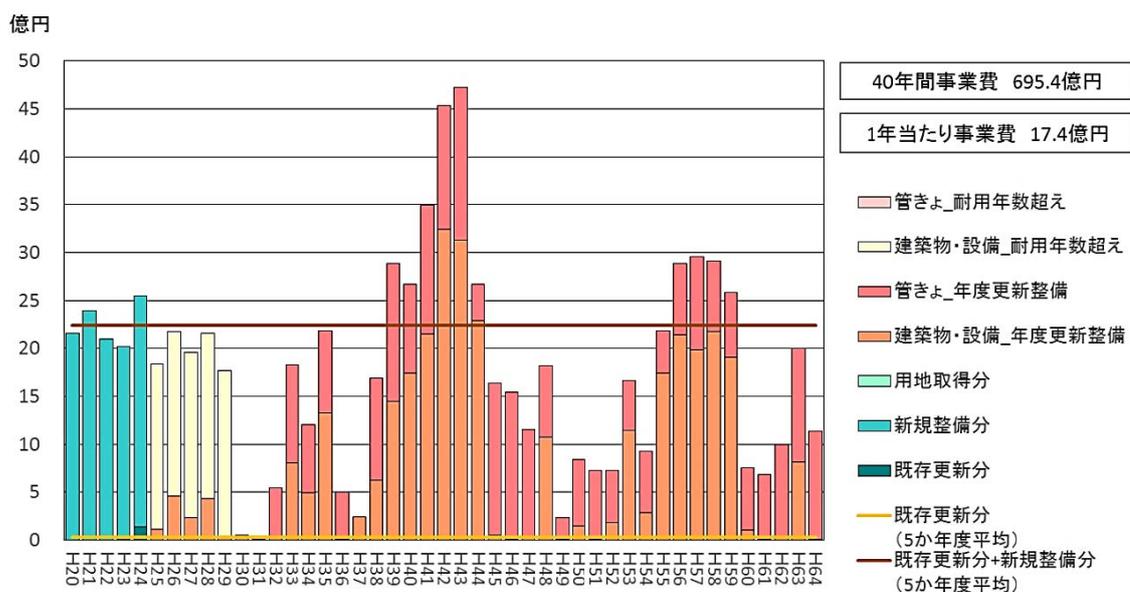


【出典】防府市公共施設白書

エ 下水道

下水道に係る今後40年間の整備費は、約695億4,000万円、1年当たりの平均費用は約17億4,000万円となる試算結果となりました。

図表 20 下水道施設の将来費用



【出典】防府市公共施設白書

(3) 公共施設に関するアンケート

公共施設の在り方等に関する各アンケート調査の概要とアンケート結果の分析は、以下のとおりです。なお、両アンケートは、公共施設に関する内容のため、インフラ施設については対象外としています。

① 市民アンケート

マネジメント基本方針を策定するに当たり、市民の公共施設の利用状況や公共施設の在り方に対する考え方等を把握するため、市民アンケート(質問数:15)を実施しました。

【アンケート調査の概要】

調査期間:平成26年8月26日(火)～9月10日(水)

調査対象:平成26年8月1日現在、市内在住の18歳以上の方から3,000人を無作為抽出

有効回答数:1,121人(回収率37.4%)

② 施設利用者アンケート

再編計画を策定するに当たり、公共施設の利用実態や公共施設の在り方に対する考え方等を把握するため、施設利用者アンケート(質問数:13)を実施しました。

【アンケート調査の概要】

調査期間:平成27年1月28日(水)～2月20日(金)

調査対象施設数:50施設(市民がよく利用する施設を対象)

有効回答数:1,340人(各施設の回答上限数を50に設定して実施)

③ アンケート結果の分析

市民アンケートにおいて施設の利用頻度を尋ねたところ、「年1回から数回程度の利用」又は「全く利用しなかった」との回答割合は約91%を占めています。これにより、市民アンケートの結果を「公共施設をほとんど利用しない人」の考えを反映したものと捉え、施設利用者アンケートの結果と比較し、それぞれの意識の違いを分析しました。

受益者負担(施設利用料の見直し(上乘せ))に関しては、市民アンケートでは、「利用者の負担を増やすのであれば、施設の縮小・統合・廃止等を検討すべきである」という回答が約41%と最も高く、次いで「受益者負担の原則から利用者の負担が増えることは当然である」という回答が約29%となっています。

図表 21 市民アンケートの結果

問	全体	
	回答数	構成比
1 受益者負担の原則から利用者の負担が増えることは当然である	329	29.35%
2 利用者の負担は増やさず、税金や借金を増やして費用を負担すべきである	24	2.14%
3 利用者の負担を増やすのであれば、施設の縮小・統合・廃止等を検討すべきである	464	41.39%
4 公共施設は使わないので、よくわからない	188	16.77%
5 その他	38	3.39%
- 無回答	78	6.96%
回答数	1,121	100.0%

※市民アンケート【問13】

一方、施設利用者アンケートでは、「利用者の負担を増やすのであれば、施設の縮小・統合・廃止等を検討すべきである」という回答の割合は 5%にとどまり、「施設を維持するためには、利用者の負担がある程度増えることは仕方がない」という回答の割合が約 52%と最も高くなっています。

図表 22 施設利用者アンケートの結果 1

問 今後の少子高齢化に伴い人口と税収が減少していくことが予測されており、これまでのサービスを維持しながら、すべての公共施設を維持することは難しくなると考えられます。この施設を維持していくためには、今まで無料であった使用料が有料になることや、大規模な修繕や建替えのための費用が使用料に上乗せされることも考えられます。このことについて、あなたの考えに近い番号を選んでください。	全体	
	回答数	構成比
1 施設を維持するためには、利用者の負担がある程度増えることは仕方がない	698	52.09%
2 施設を維持するために利用者の負担が増えることは反対であり、税金で対応すべきである	303	22.61%
3 利用者の負担を増やすのであれば、施設の縮小・統合・廃止等を検討すべきである	67	5.00%
4 わからない	180	13.43%
5 その他	30	2.24%
- 無回答	62	4.63%
計	1,340	100.0%

※施設利用者アンケート【問 11】

両アンケートの結果から、公共施設をほとんど利用しない人は施設の縮小・統合・廃止等の取組に賛成し、施設利用者は施設の存続を前提とした解決策に賛成していると捉えることができます。

また、施設利用者は、近隣施設や同じ機能を持つ施設との統合を行うことに関しては、「統合しても良い」又は「機能やサービスが維持されるなら統合しても良い」という統合することに賛成する回答が約 44%と、「統合すべきではない」という回答の約 37%を上回っています。

図表 23 施設利用者アンケートの結果 2

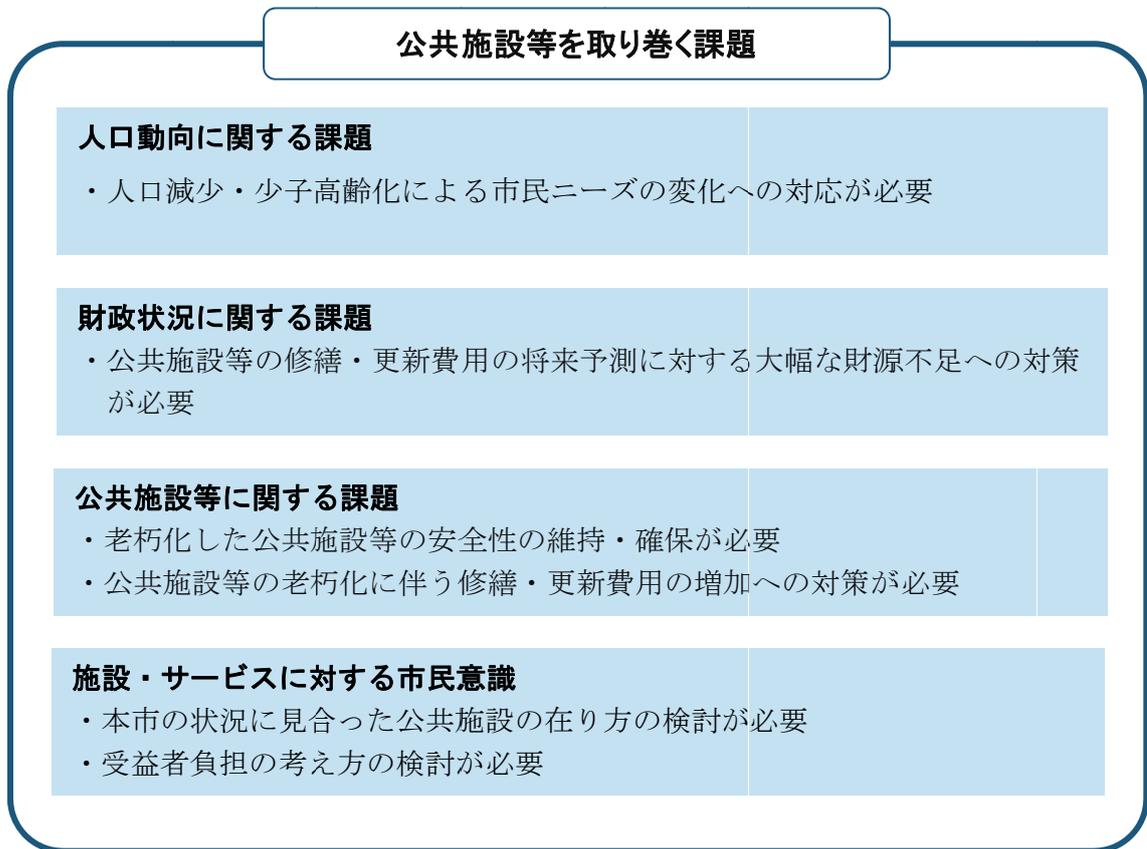
問 それぞれの施設と他施設(近隣施設や同じ機能を持つ施設)を統合することについてどのように思われますか。あなたの考えに近い番号1つを選んでください。	全体	
	回答数	構成比
1 統合しても良い	124	9.25%
2 現在の施設の機能や提供されるサービスが維持されるのであれば統合しても良い	467	34.85%
3 統合すべきでない	491	36.64%
4 どちらでもよい	84	6.27%
5 わからない	125	9.33%
- 無回答	49	3.66%
計	1,340	100.0%

※施設利用者アンケート【問 12】

(4) 公共施設等を取り巻く課題の整理

今後、厳しい財政状況が予測される中、持続可能な公共サービスを提供していくためには、「人口」、「財政」、「公共施設等」、「市民意識」に関する課題を解決していく必要があります。

そのため、公共施設等を資産と捉えた上で、これまでの公共施設等の在り方、公共サービスの提供の仕方を見直し、公共施設等に関するマネジメントを推進していく必要があります。



公共施設等に関するマネジメント

公共施設等の安全性を確保するとともに、公共施設等を市民との共有資産として捉え、持続可能な公共サービスの提供と健全な財政運営を両立させるために公共施設等の在り方の見直しを図っていく必要があります。

4 基本方針

本市の公共施設等を取り巻く現状と課題を踏まえ、今後、公共施設等に関するマネジメントを推進していくための基本方針と取組方策を以下のとおり定めます。

なお、公共施設とインフラ施設では、マネジメントの手法が異なる部分があることから、取組方策ごとに対象を明示しています。

方針1：社会情勢・市民ニーズの変化や財政状況に対応した持続可能な公共サービスの提供に向けて、公共施設の「再編」を推進します。

a) 市民ニーズや地域の状況に対応した「公共サービスの適正化」

取組方策①：公共サービスの現状把握

公共施設

取組方策②：地域に対応した公共サービスの見直し

公共施設

取組方策③：市民との情報共有

公共施設

b) 施設の規模縮小・機能集約(統廃合、複合化)による「総量の抑制」

取組方策①：施設機能の集約化の検討

公共施設

取組方策②：施設の有効活用による市民サービスの向上

公共施設

取組方策③：公有地の売却等による資産活用

公共施設

c) 「総量の抑制」に向けたルールづくり

取組方策①：施設総量の抑制につながる方策検討の原則化

公共施設

取組方策②：施設の有効活用方策の原則化

公共施設

取組方策③：ライフサイクルコストの縮減に配慮した施設整備の推進

公共施設

方針2：安全性や経済性を重視した計画的かつ適切な施設保全による公共施設等の「長寿命化」を推進します。

a) 安全かつ効果的な保全の実施（予防的な保全）

取組方策①：劣化状況に応じた予防的な保全の推進

公共施設 インフラ施設

取組方策②：保全システムの導入による保全の推進

公共施設 インフラ施設

取組方策③：保全マニュアルの整備

公共施設

b) 計画的な保全による長寿命化(戦略的な保全)

取組方策①：中・長期保全計画に基づく計画的な保全業務の推進

公共施設 インフラ施設

取組方策②：施設の再編と連動した戦略的な保全の推進

公共施設

c) 施設機能の維持・向上(改良的な保全)

取組方策①：社会的要請に対応した施設機能の向上

公共施設 インフラ施設

方針3：民間活力の活用や市民参画により、公共施設等の管理運営の「効率化」を推進します。

a) 維持管理費の削減

取組方策①：施設間の比較分析による維持管理費の削減

公共施設

取組方策②：保全業務に係る発注・契約方式の効率化の検討

公共施設 インフラ施設

b) 施設の利用促進

取組方策①：利便性の向上

公共施設

c) 受益者負担の適正化

取組方策①：受益者負担の適正化

公共施設 インフラ施設

d) 民間活力の活用方策の積極的な導入

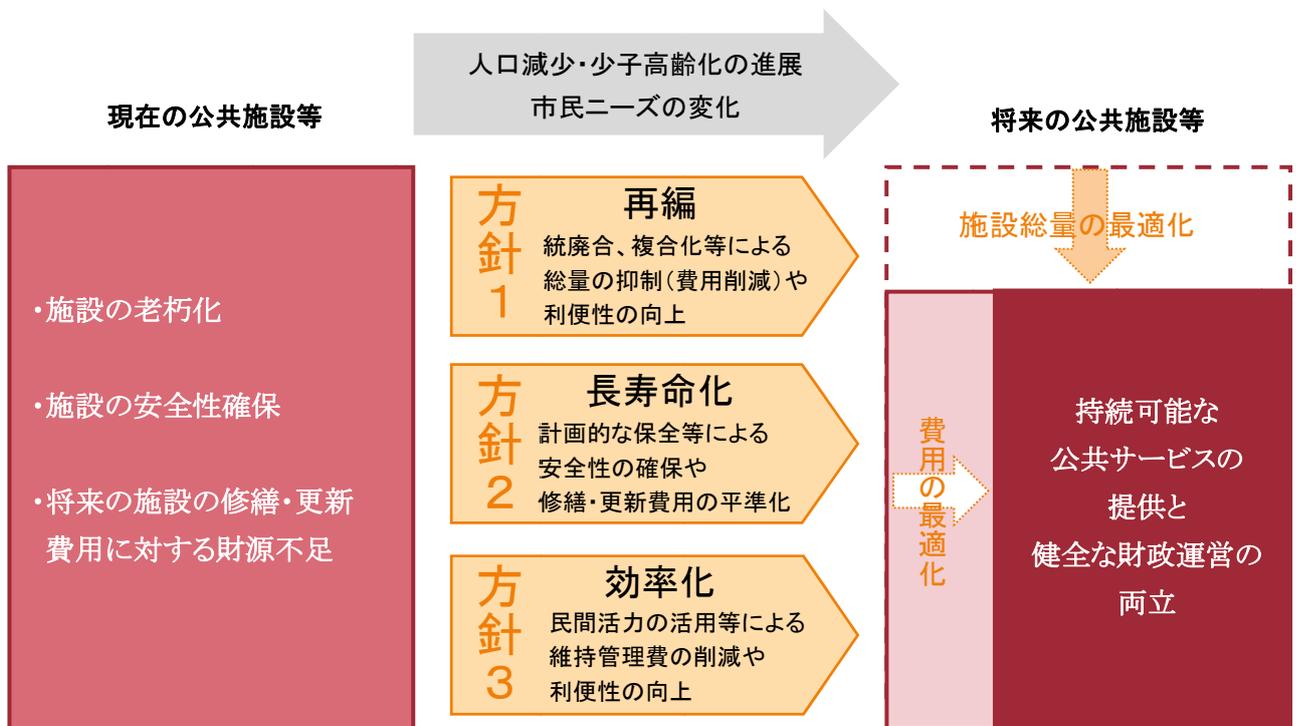
取組方策①：公民連携による維持管理の推進

公共施設 インフラ施設

取組方策②：市民協働のまちづくりの検討

公共施設

図表 24 公共施設等の最適化のイメージ



(1) 公共施設の「再編」

少子高齢化や厳しい財政状況を踏まえると、現状の規模のまま公共施設を維持し続けることは、極めて困難な状況です。今後は、限られた財源の中で、多様化する市民ニーズ・地域特性に応じた公共サービスをどのように維持又は向上させていくのかを検討し、施設再編を図っていく必要があります。

① 再編の考え方

本市では、公共施設を建物(ハード)としてではなく、機能(ソフト)として捉え、その機能を重視した再編(集約化)を目指すものとします。

この考え方は、建物維持を優先するものではなく、機能維持を優先的に考えることであり、施設の老朽化への対応として直ちに施設を更新するのではなく、施設の統廃合、他施設にある余剰スペースや民間活力の活用による機能維持を行うことなどを意味します。

本市の根幹的な機能を担っている行政系施設(市庁舎や消防施設等)、学校教育系施設(小学校や中学校等)は、今後とも維持すべき施設と位置付けられることから、これらの施設は、市全体あるいは各地域の核となる施設として、保有し続けることを前提に再編の検討を進めるものとします。

施設の複合化*や統合化*を推進することで、利便性の向上や一つの施設を多様な市民が利用することによる世代間交流の創出、施設の稼働率が上がることによる運営の効率化、共用部の面積が削減されることによる施設保有面積の縮減等の効果が期待できます。

なお、施設再編を検討するに当たり、これらの効果がより期待できる地域においては、その地域内での組合せを優先的に進めるものとします。

*複合化…異なる機能を持つ既存の施設をまとめ、それぞれの機能を有した一体の複合施設とすること。

*統合化…同じ機能を持つ既存の施設をまとめ、一体の施設とすること。

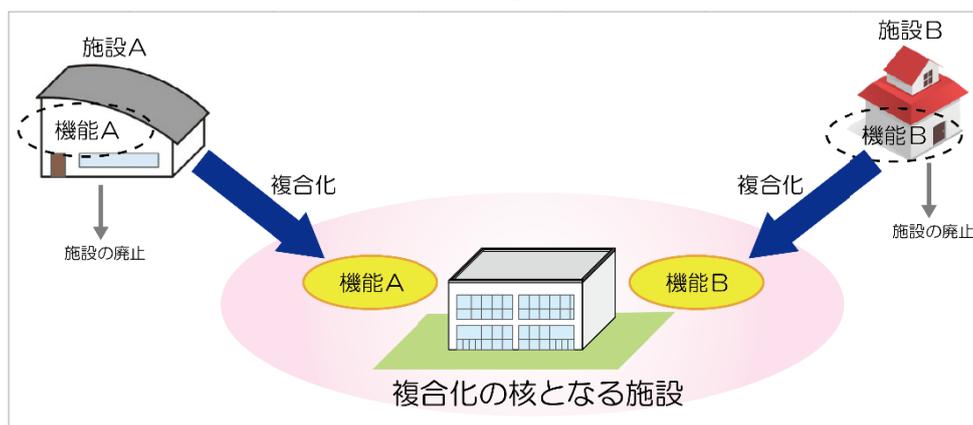
② 再編のイメージ

以下に施設再編の一般的な例を示します。

ア 核となる施設への複合化

施設(施設Aや施設B)が更新時期を迎える場合等において、その施設と異なる機能を持つ地域の核となる施設に余剰スペースがある場合には、そのスペースに更新時期を迎えた施設の機能を持たせることによる施設の複合化を検討します。

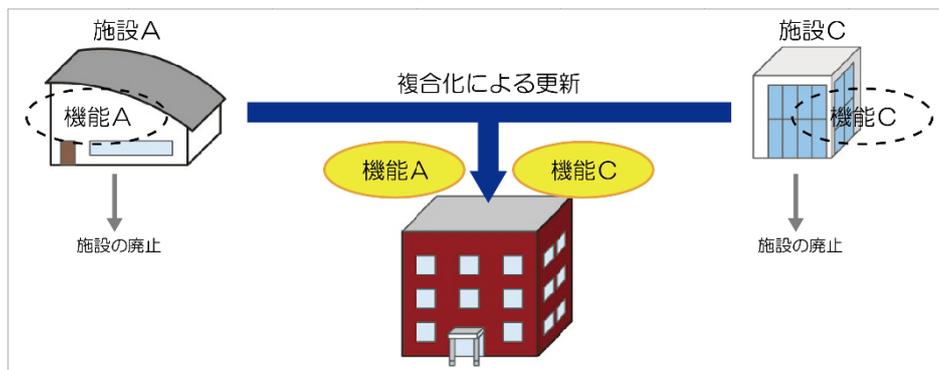
図表 25 施設の複合化イメージ



イ 複合施設として更新

複数の施設(施設Aと施設C)が同時期に更新時期を迎える場合において、その複数の機能を有する施設(複合施設)として、更新等を検討します。

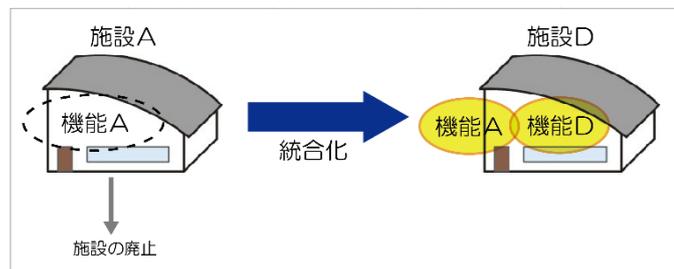
図表 26 施設の複合化による更新イメージ



ウ 同一・類似機能を持つ施設の複合化

同一又は類似した機能を持つ施設が複数(施設Aと施設D)あり、その一方の施設(施設A)の稼働率が低い場合等において、他方の施設(施設D)に統合化を行い、機能が移転した施設(施設A)は、施設の廃止を検討します。

図表 27 施設の統合化イメージ



③ 取組方策

a) 市民ニーズや地域の状況に対応した「公共サービスの適正化」

取組方策①：公共サービスの現状把握【対象：公共施設】

- ・ 公共施設に対する市民ニーズや地域の状況に対応した適正な施設になっているかの検証を行っていく必要があります。
- ・ 公共施設の当初の設置目的と現状がそぐわない状況になっていないか、利用状況が良くない施設がないか、あるいは同様の機能を有する施設が同一地域や近隣地域にないかなど、まず現状を把握します。

取組方策②：地域に対応した公共サービスの見直し【対象：公共施設】

- ・ 人口や財政規模に見合った公共サービスが提供できるように、地域ごとの人口・特性を分析し、その結果によっては現状の公共サービスを停止し、施設を他の用途に変更して活用していくなどの公共サービスの見直しを行います。

取組方策③：市民との情報共有【対象：公共施設】

- ・ 公共施設をよく利用する市民や団体をはじめ、納税者としての市民の声も反映させていくため、検討段階での資料の公表や説明会等を通じて市民との情報共有を図ります。

b) 施設の規模縮小・機能集約(統廃合、複合化)による「総量の抑制」

取組方策①：施設機能の集約化の検討【対象：公共施設】

- ・ 利用状況に見合った施設規模の縮小、複数の施設の同様な機能の統廃合、既存施設の余剰スペースの活用による複合化等、総量の抑制に繋がる施設機能の集約化の可能性を長期的な視点をもって検討します。
- ・ 施設機能を集約することで、ロビー、通路、設備等の共用化による施設規模の縮小や保全業務の一括発注による効率化等が期待できることから、維持管理費の削減を図ります。

取組方策②：施設の有効活用による市民サービスの向上【対象：公共施設】

- ・ 市民サービスや施設利用の観点から、一か所で複数のサービスが利用できる複合化により、利便性の向上や施設利用者間の交流等が期待できることから、相乗効果が発揮できる組合せの検討を進めます。

取組方策③：公有地の売却等による資産活用【対象：公共施設】

- ・ 統廃合等によって閉鎖する施設は、他の用途としての利用の可能性を検討した結果、行政目的で利用する見込みがなく売却に支障がないと判断できる場合は、建物としての利用価値の有無により、賃貸や建物付売却、あるいは解体後の土地貸付や売却を行います。

c) 「総量の抑制」に向けたルールづくり

取組方策①：施設総量の抑制につながる方策検討の原則化【対象：公共施設】

- ・ 公共施設の総量は、原則として、マネジメント基本方針策定時(平成 27 年 3 月末現在)の保有水準以下とすることを目標とします。そのため、施設整備に際しては、他の公共施設の余剰スペースや民間施設の活用等の可能性について検討します。
- ・ 施設整備に際しては、長期的な視点をもって、施設総量の抑制につながる以下のような検討を行います。
 - 適正規模(利用者数等に応じたダウンサイジングの可能性検討)
 - 施設の多機能化による規模縮小(施設の複合化の可能性検討)
 - 近隣施設との複合化(長期的視点に立った可能性検討)
 - 近隣市の類似施設の活用(長期的視点に立った可能性検討)
 - 同一機能施設による統合化(施設の統廃合の可能性検討)
 - 民間活力の活用(民間建物の賃借の可能性検討) など

取組方策②：施設の有効活用方策の原則化【対象：公共施設】

- ・ 施設整備に際しては、今後の市民ニーズの動向を見極め、施設に対する需要の変動が予想されるか否かの検討を予め行い、変動が予想される場合は、使用期間内での用途変更を当初から想定することで、計画的な保全による長寿命化の推進と併せて、新たな施設整備の抑制を図ります。

取組方策③：ライフサイクルコスト*の縮減に配慮した施設整備の推進【対象：公共施設】

- ・ 施設整備に際しては、初期投資のみならずライフサイクルコストに着目した検討を原則とします。ライフサイクルコストに占める初期投資(建設費)の割合は、全体の 10~30%程度に過ぎないとされている点を踏まえると、そのコストの縮減が有効な方策であると認識できることから、その方策の検討に取り組みます。

* ライフサイクルコスト(LCC)・・・建物の建設費用だけでなく、設計費用、保全費用、解体費用等も含めたトータルコスト

(2) 公共施設等の「長寿命化」

① 保全の考え方

これまで本市が行ってきた保全業務のほとんどが、不具合が生じてから修繕等を行うという対症療法的な「事後保全」であったといえます。

「事後保全」は、躯体等が傷みやすく、建物寿命を短くするだけでなく、対応が遅れたために故障や不具合の規模が拡大し、修繕等の費用増加につながるなど、財政負担にも大きな影響を与える場合があるほか、突発的な事故が人命に関わることも想定されます。

建物を安全かつ良好な状態に保ち、ライフサイクルコストを縮減するためには、「予防保全*」の考え方を採り入れ、予防的な処置を施すことで故障や不具合を未然に防ぐ必要があります。

そこで、本市では建物の基本性能の経年劣化防止を目標とする「予防的な保全」【②-a (P25)】、再編計画や中期財政計画と連動した「戦略的な保全」【②-b (P26)】及びバリアフリーや省エネルギー対応等の社会的な要請に応える「改良的な保全」【②-c (P27)】の三つの視点を踏まえた「計画的な保全」への転換を図ります。

* 予防保全・・・定期的な点検等によって建物の機能や性能を常に把握し、劣化の状態を予測した上で、予防的な処置を施し、建物を良好な状態で長く使用できるようにすること。

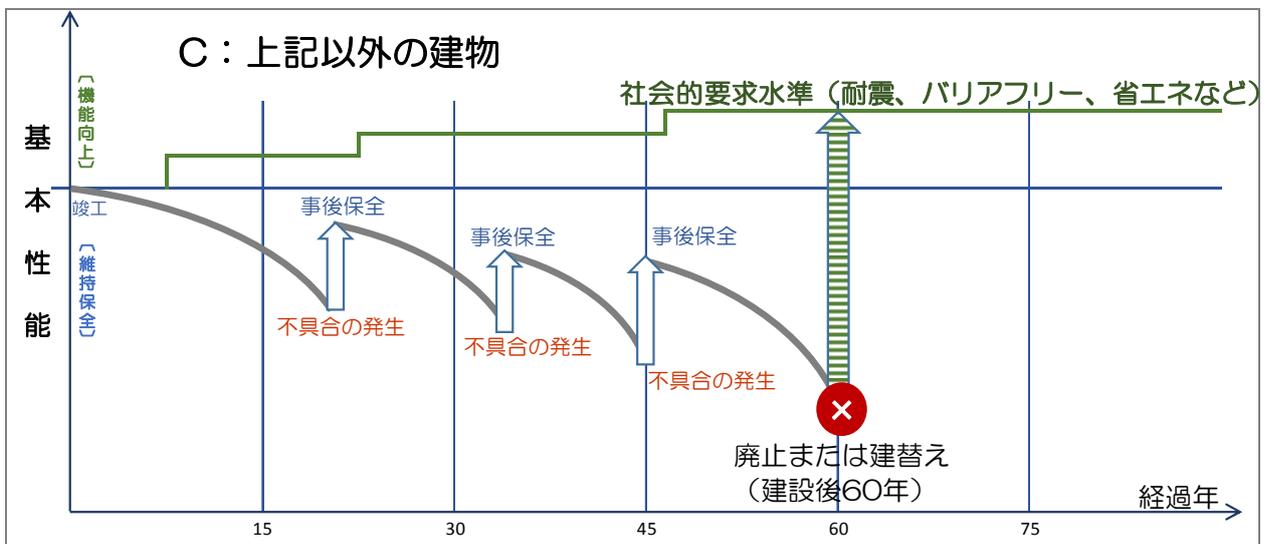
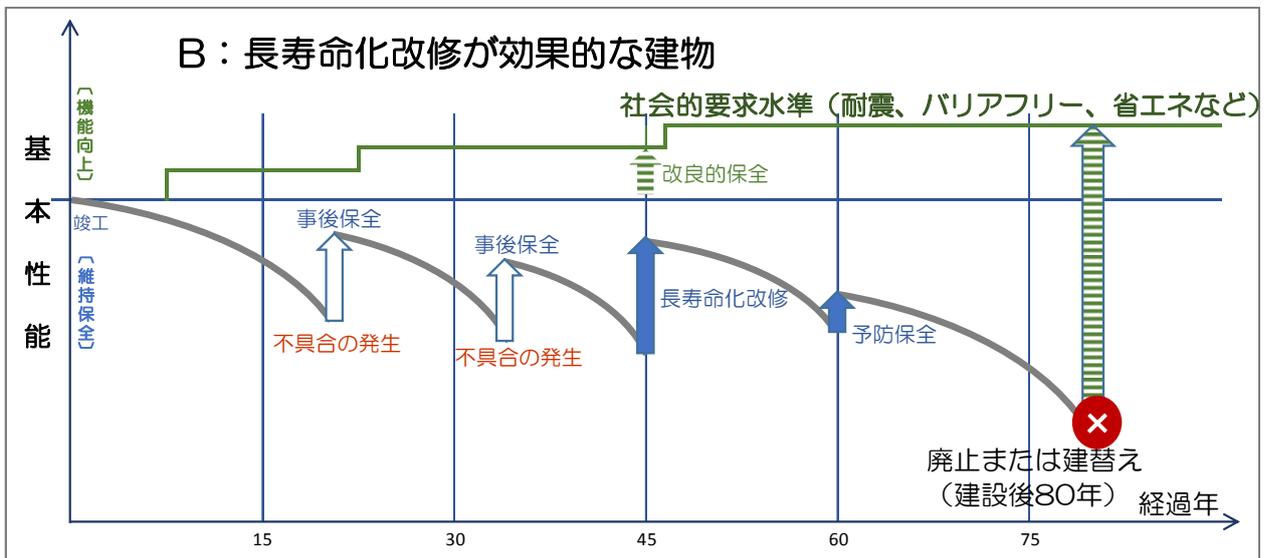
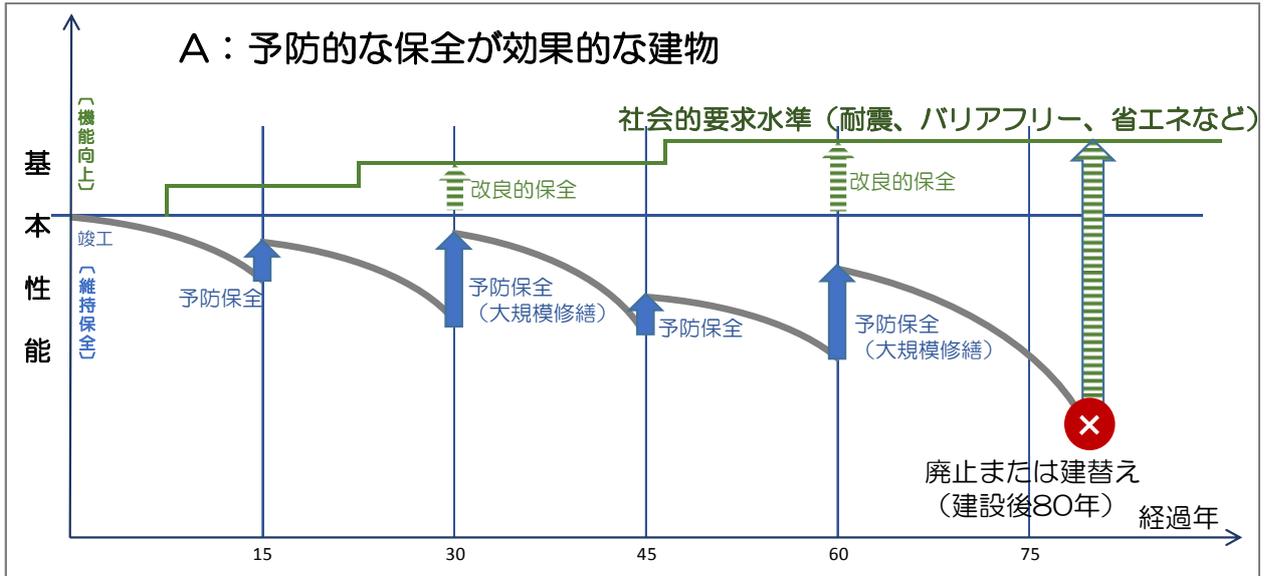
ア 公共施設について

計画的な保全を実施するに当たり、建物を使用する期間の目安となる「目標使用年数」を設定します。この設定により、部材の耐用年数や工法の選択を適正に判断でき、計画的な保全に向けた様々な措置を講じることができるようになります。

図表 28 目標使用年数の設定

建物種別	構造種別		
	鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 重量鉄骨造 ブロック造、れんが造	軽量鉄骨造	木造
A: 予防的な保全が効果的な建物 (建設後概ね 30 年未満の建物及び 今後建設する建物)	80 年	50 年	80(50)年
B: 長寿命化改修が効果的な建物			
C: 上記以外の建物	60 年	40 年	60(40)年
【目標使用年数を設定する際の留意点】 ① 倉庫等の簡易な建物については、予防的な保全や長寿命化改修の効果が期待できないため、Cの目標使用年数を適用するものとする。 ② 住宅施設については、「防府市公営住宅等長寿命化計画(平成 24 年 2 月)」によるものとする。 ③ 学校施設については、「防府市学校施設長寿命化計画(平成 29 年 3 月予定)」によるものとする。 ④ 小規模木造の建物については、括弧内の数字を目標使用年数とする。 ⑤ 建物の用途や個別の劣化状況、機能劣化への対応状況、それに対する費用対効果等を総合的に判断した上で、目標使用年数に満たない使用年数での更新を行うことも可能とする。			

図表 29 目標使用年数の設定に応じた計画的な保全のイメージ



※上記イメージは、目標使用年数をA及びBは 80 年、Cは 60 年とした場合を示す。

イ インフラ施設について

公共施設のような複合化や用途変更、廃止等の取組が適さないことから、これまで整備してきた施設の修繕・更新をしていくことに重点を置き、各施設の長寿命化に関する計画あるいは公営企業の経営戦略等に基づき、計画的な保全を行っていくことを目指します。

② 取組方策

a) 安全かつ効果的な保全の実施（予防的な保全）

取組方策①：劣化状況に応じた予防的な保全の推進【対象：公共施設 インフラ施設】

- 施設の劣化状況に応じた保全手法には、図表 30 に示すとおり、「A 予防保全」（「a 時間計画保全」、「b 状態監視保全」）と「B 事後保全」があります。

基本的には、劣化の状況を予測して進める「予防保全」が有効ですが、部位によっては「事後保全」でも問題ない場合があります。したがって、安全性の確保や建物全体への波及、市民サービスに対する影響等を考慮し、劣化した部位に応じて、保全手法を選択する必要があります。これらの手法を適切に組み合わせて保全を進める「予防的な保全」を進めていくことが重要です。

図表 30 保全手法と対処方針

保全手法	対処方針
A 予防保全	
a 時間計画保全	劣化や機能停止等により、建物全体に重大な被害が及ぶことを防止するため、予防的な保全の観点から耐用年数等を考慮して、定期的な修繕・更新を実施する。
b 状態監視保全	劣化の進行や拡大によって深刻な状況になる前に、点検により状態を把握し、その兆候に対して適切な修繕等を早めに行う対症的な措置を実施する。各部材等の修繕・更新の周期を目安に状態監視を行う。
B 事後保全	劣化や機能停止等を発見次第、適宜、修繕・更新を実施する。 以下のような場合は、事後保全でも特に問題ない。 <ul style="list-style-type: none"> 異常、故障、不具合の発生に対して設備機器単体や部品の交換等の範囲で済み、設備機器等の構成上、全体機能に与える影響が小さい。 部材等の修繕・更新が短時間で行える構造であり、作業性も良い。 部材等を必要な量だけストックすること又は随時購入することができる。

- 建物の修繕等を進めていく際には、日常点検や法定点検結果を活用しながら、保全の必要性や手法を判断し、建物の機能・性能を長期にわたって維持することを目指します。
なお、点検等において人命に関わるような危険性が認められた場合は、必要に応じて利用を制限するなど安全性を確保するものとします。
- インフラ施設については、施設ごとの特性を考慮した適切な管理、定期的な点検やパトロール、診断の実施により施設の劣化や損傷の程度を把握し、施設の特性や重要度に応じて保全の必要性や手法を判断し、継続的に健全性や安全性を保つことを目指します。

取組方策②: 保全システムの導入による保全の推進【対象: **公共施設** **インフラ施設**】

- ・ 予防的な保全を進めていくためには、各施設の現状、点検・修繕の履歴等を把握しておく必要があります。しかし、これまでは、施設に関する情報を所管部署ごとに管理し、管理方法がルール化されていないことから、本市が保有する施設全体の状況を把握するのに時間を要することや施設の詳細な部分を正確に把握できないことがあるなど、中長期的、統一的な視点をもった総合的な管理が不十分な状況にありました。

こうした状況を改めるためには、施設に関する情報を電子化し、一元的に管理する保全システム(以下「システム」という。)を導入する必要があります。

- ・ 公共施設については、システムを用いて、長期的な修繕計画等の作成や工事の実施時期の調整等を施設所管部署と財産管理部署や営繕担当部署が適切な役割分担により行うことで、修繕・更新費用の平準化に向けた取組を総合的かつ計画的に進めていきます。
- ・ インフラ施設についても、全体の施設情報を把握し、修繕・更新費用の平準化に向けた取組を進めていく必要があります。そのため、システムの導入を含めた施設情報の管理方法を十分検討した上で、計画的な保全を進めていきます。

取組方策③: 保全マニュアルの整備【対象: **公共施設**】

- ・ 施設の現状を日常的に確認することが可能な施設管理者が、保全業務を理解し、実践することは、よりの確な保全の推進につながります。そのため、保全に関する技術的知識や経験が少ない職員でも適切な保全を実施できるよう、点検を中心とした保全に関する事項をとりまとめた「保全マニュアル」を整備していくものとします。

b) 計画的な保全による長寿命化(戦略的な保全)

取組方策①: 中・長期保全計画に基づく計画的な保全業務の推進

【対象: **公共施設** **インフラ施設**】

- ・ 公共施設等の長寿命化と修繕・更新費用の平準化を図るため、中・長期保全計画に基づいた保全を推進します。
- ・ 公共施設については、システムを活用した概算的な費用予測計画である長期保全計画を作成し、長期的な費用見込みを把握します。また、工事の実施時期や内容等を調整し、中期財政計画と連動した実行計画である中期保全計画を作成して全庁的な費用の平準化を図ります。
- ・ インフラ施設については、その分類ごとに多種多様な特性・機能を有し、施設の保全に当たっては異なる専門的・技術的な知識を要することから、各施設所管部署で中・長期保全計画を作成し、計画的な点検、修繕及び更新を行うことで施設の長寿命化や修繕・更新費用の平準化を図ります。

取組方策②: 施設の再編と連動した戦略的な保全の推進【対象: **公共施設**】

- ・ 施設の保全をより効率的かつ効果的に進めていくには、「5 施設類型ごとの基本的な方向性」(P29～P39)を踏まえた施設の在り方や方向性等、再編の検討結果に基づいて、施設の更新や長寿命化を図っていくべき建物を絞り込むことで、公共施設総量の抑制、長寿命化、市民ニーズに応じた施設の有効活用を推進します。

c) 施設機能の維持・向上(改良的な保全)

取組方策①: 社会的要請に対応した施設機能の向上【対象: **公共施設** **インフラ施設**】

- ・ 施設の保全には、単に機能・性能を当初の状態に保つだけでなく、現在の使用目的に適合するように、必要に応じて改修することも含まれます。竣工時は、最新の機能・性能を備えていた施設も、社会的要求水準の変化により性能不足になっている場合があります。
大規模修繕や長寿命化改修を行う際には、様々な社会的要請を踏まえた機能・性能の向上も図っていく必要があります。
- ・ 公共施設に関する耐震化・防災性能の強化、バリアフリー対応、省エネルギー対策等については、施設の現状を踏まえ、ライフサイクルコストも勘案しつつ、これまでも鋭意進めてきているところですが、公共施設としての社会的な要請への対応をさらに進め、基本的な機能・性能の向上に取り組んでいくものとします。
特に耐震化・防災性能の強化については、多数の市民が利用する施設や災害時の避難所等の市民生活への影響度の高い施設から優先的に取り組んでいくものとします。
- ・ インフラ施設のうち、橋りょうや上下水道等の施設は、あらかじめ耐震化対策を行うことにより、災害時の被害・影響を低減させることが可能です。災害時においても、市民の安全を守り、市民生活への影響を最小限に留めるため、耐震化等の対策を計画的に行い、安全性の向上及び災害時における機能の確保を行います。

(3) 公共施設等の管理運営の「効率化」

① 効率化の考え方

公共施設等の管理運営に係る費用の削減に向けたあらゆる検討を進める必要があります。

民間でできることはできるだけ民間に任せるという考え方の下、指定管理者制度等の民間活力の活用方策の積極的な導入や市民参画の可能性の検討を進めることで、市民サービスの向上と公共施設等の管理運営に係る費用の削減の両立を図ります。

② 取組方策

a) 維持管理費の削減

取組方策①: 施設間の比較分析による維持管理費の削減【対象: **公共施設**】

- ・ これまで施設所管部署ごとに行ってきた保全について、システムを活用した施設に関する情報の一元管理により、施設間での比較・検証が可能となります。
- ・ 収集したデータを施設の延床面積や利用人数等で標準化し、比較分析を行うことで、保全業務に係る費用や光熱水費等の維持管理費の削減に努めるものとします。

取組方策②: 保全業務に係る発注・契約方式の効率化の検討

【対象: **公共施設** **インフラ施設**】

- ・ 保全業務の品質の安定と効率化を図るため、発注に係る仕様の標準化、発注・契約方式の見直しなどの検討を進め、安全性の確保と費用削減を両立させた効率的な保全を推進します。

b) 施設の利用促進

取組方策①: 利便性の向上【対象: 公共施設】

- ・ 施設の利用促進に向けて、各施設において提供するサービスの対象圏域や地域特性を踏まえた利用促進方策について検討します。

具体的には、利用促進方策として以下のような方策が考えられます。

- 利用制限の緩和(施設本来の目的の使用に支障のない範囲での制限の緩和)
- 利用環境の整備(開館日や開館時間の見直し等)
- 利用手続の簡素化(ICTの活用等)
- 施設情報の提供(ホームページ、Eメールの活用による空き情報の提供等)

c) 受益者負担の適正化

取組方策①: 受益者負担の適正化【対象: 公共施設 インフラ施設】

- ・ 公共施設については、施設の目的や利用状況等を踏まえて、利用する者と利用しない者との間で負担の公平性を確保するような施設の使用料の設定や減免制度の見直しなど、受益者負担の適正化を図ります。
- ・ インフラ施設のうち利用料金により運営する施設については、将来必要となる経費の見通しを明確化し、利用料金やサービス規模等の適正化を図ります。

d) 民間活力の活用方策の積極的な導入

取組方策①: 公民連携による維持管理の推進【対象: 公共施設 インフラ施設】

- ・ 民間が効果的かつ効率的に担うことのできるサービスは、積極的に民間に委ねていくものとし、公民連携(PPP)の積極的な推進を図っていきます。
- ・ 公共施設の管理運営については、指定管理者制度の利用の拡充を図るとともに、施設そのものを民間へ移管することも視野に入れた検討を進めます。
- ・ 施設整備に際しては、これまでのように公共が整備し、公共が運営するいわゆる公設公営によるものだけでなく、民間のノウハウを活用した公民連携の事業手法の導入の可能性についても検討します。具体的な手法としては、PFI事業や公設民営(DBO方式)*等が考えられます。

取組方策②: 市民協働のまちづくりの検討【対象: 公共施設】

- ・ 公民館等の市民がよく利用する施設については、長期的な視点をもった地域の在り方を市民と共に考え、地域住民による施設管理が可能かつ適切な場合には、公共施設が設置されている地域の団体を対象とした指定管理者制度の導入又は施設の移管の可能性について検討を進めます。

* PFI事業は、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営について民間資金等を活用して行う手法であり、民間のノウハウを活用した質の高い、効率的かつ効果的な公共サービスの提供が期待できる。また、設計・建設・維持管理・運営費用を事業期間中に事業者を支払うため、財政支出の平準化も図ることができる。一方、DBO方式は、公共が資金調達を行い、施設の設計・建設・運営を包括的に民間に委託する手法である。

5 施設類型ごとの基本的な方向性

「4 基本方針」を踏まえ、施設類型ごとの基本的な方向性(平成 28 年 4 月 1 日現在)を以下に整理します。

(1) 公共施設

① 行政系施設

a) 市役所

対象施設	施設数	施設名・主な建物等
	1	市庁舎 (1～5 号館、議会棟等)
現状・課題等		・耐震性能不足への対応及び老朽化対策が課題である。
施設の方向性		・築後経過年数や劣化状況等を踏まえて、現在進めている庁舎の更新に向けた検討を更に進めるものとする。その際、民間活力の活用の可能性を検討するものとする。

b) 出張所

対象施設	施設数	施設名・主な建物等
	10	牟礼、向島、中関、華城、西浦、右田、野島、富海、小野、大道
現状・課題等		・各地域の公民館（野島漁村センターを含む。）内に設置している施設である。
施設の方向性		・公民館等との併設施設である点を踏まえて、地域の核（拠点）の一つである小学校をはじめとする地域施設*の余剰スペースがある場合には、そのスペースを活用した複合化の可能性等、地域施設としての在り方の検討を進めるものとする。 ・マイナンバー制度の導入による行政手続の簡略化に伴い、施設の在り方について検討を進めるものとする。

* 地域施設…市内の地域ごとに設置されている施設(学区ごとに設置されている小学校、中学校も含む。)を総称して地域施設として定義

c) 消防施設

対象施設	施設数	施設名・主な建物等
	3	消防本部庁舎（消防本部、消防署）、消防署南出張所、消防署東出張所
現状・課題等		・消防署南出張所及び消防署東出張所は、建物の老朽化対策が課題である。
施設の方向性		・市民の安全安心の確保のために必要不可欠な施設であり、継続保有を前提に築後経過年数や劣化状況を踏まえて、計画的な保全を進め、必要に応じて大規模修繕等を検討するものとする。

② 学校教育系施設

a) 小学校

対象施設	施設数	施設名・主な建物等
	17	富海、牟礼、牟礼南、勝間、松崎、華浦、新田、野島、向島、中関、西浦、華城、佐波、小野、右田、玉祖、大道
現状・課題等		<ul style="list-style-type: none"> ・児童1人当たりの延床面積を比較するとばらつきがみられ、児童数が減少してきている学校がある。 ・現在、耐震診断の結果を踏まえて、校舎の改築を順次進めている。建物の築年数を勘案すると、耐震性能不足への対応及び老朽化対策が課題である。
施設の方向性		<ul style="list-style-type: none"> ・今後も施設保有を前提に、これまで進めてきた「防府市立学校施設耐震化推進計画」（平成24年3月改訂）に基づく校舎の改築を進めるものとする。 ・今後は、「防府市学校施設長寿命化計画」（平成28年度策定予定）に基づいて、計画的な保全を進めるものとする。 ・校舎等の改築を行う場合は、児童数の動向を見据えて、規模の見直しや、小中一貫校又は公民館等の地域施設との複合化等の可能性の検討を進めるものとする。 ・当面、現状施設を継続保有する場合は、小学校を含む地域における公共施設の在り方を検討するものとする。また、余剰スペースがある場合には、地域の核（拠点）となる施設として他の施設との複合化の可能性の検討を進めるものとする。 ・地域での防災の拠点（避難所）となる屋内運動場の計画的な保全の検討を進めるものとする。 ・学校施設の中でも、稼働率の低いプールについては、児童数の状況に応じて近隣学校との共用や民間施設の活用の可能性の検討を進めるものとする。

b) 中学校

対象施設	施設数	施設名・主な建物等
		11
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒1人当たりの延床面積を比較するとばらつきがみられ、生徒数が減少してきている学校がある。 ・建物の築年数を勘案すると、老朽化対策が課題である。 	
施設の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、「防府市学校施設長寿命化計画」（平成28年度策定予定）に基づいて、計画的な保全を進めるものとする。 ・校舎等の改築を行う場合は、生徒数の動向を見据えて規模の見直しや、小中一貫校又は公民館等の地域施設との複合化等の可能性の検討を進めるものとする。 ・当面、現状施設を継続保有する場合は、中学校を含む地域における公共施設の在り方を検討するものとする。また、余剰スペースがある場合には、地域の核（拠点）となる施設として他の施設との複合化の可能性の検討を進めるものとする。 ・地域での防災の拠点（避難所）となる屋内運動場については、計画的な保全の検討を進めるものとする。 ・学校施設の中でも、稼働率の低いプールについては、生徒数の状況に応じて近隣学校との共用や民間施設の活用の可能性の検討を進めるものとする。 	

c) その他学校教育系施設

対象施設	施設数	施設名・主な建物等
		3
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・野島教員住宅は、建物の老朽化対策が課題である。 	
施設の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・築後経過年数や劣化状況あるいは児童・生徒数の推移を踏まえて、民間活力の活用の可能性を含めたより効率的な管理運営の可能性の検討や、必要に応じた修繕を実施するなどの計画的な保全の検討を進めるものとする。 	

③ 子育て支援施設

a) 保育所

対象施設	施設数	施設名・主な建物等
		3
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・富海及び江泊は、定員割れの状況にある。両保育所は、バリアフリーの対応をしていない状況にあり、建物の老朽化対策が課題である。 	
施設の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで進めてきた保育所の民営化や民間施設の状況を踏まえて、待機児童が生じることのないよう市民ニーズを十分把握するとともに、災害等の緊急時における保育の確保が可能であることを前提に、更なる民営化の可能性の検討を進めるものとする。 ・上記の検討を行った結果、今後も施設を継続保有とする場合は、築後経過年数や劣化状況を踏まえて、計画的な保全を進め、必要に応じて大規模修繕等を検討するものとする。 	

b) 留守家庭児童学級

対象施設	施設数	施設名・主な建物等
		25
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・11施設（牟礼、華浦、華浦第二、新田、新田第二、中関、中関第二、華城、華城第三、小野、玉祖）が、小学校敷地内に別棟により設置されている。 ・バリアフリーの対応をしていない施設が4施設（牟礼、中関、華城、玉祖）あり、これらの施設では建物の老朽化対策が課題である。 	
施設の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・「防府市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年3月策定）に基づき、対象児童の拡大に伴う施設の増設を進めるものとする。 ・小学校敷地内に別棟により設置している施設は、小学校の余剰スペースがある場合には、そのスペースを活用した複合化の可能性を検討するものとする。 ・上記の検討を行った結果、今後も施設を継続保有する場合は、築後経過年数や劣化状況を踏まえて、計画的な保全を進め、必要に応じて大規模修繕等を検討するものとする。 	

c) その他子育て支援施設

対象施設	施設数	施設名・主な建物等
	8	児童館（宮市、右田、牟礼、玉祖） 留守家庭児童クラブ（宮市、右田、牟礼、玉祖）
現状・課題等		<ul style="list-style-type: none"> 児童館（福祉センターに併設）内に設置されている留守家庭児童クラブは、利用実態が留守家庭児童学級と近似している。
施設の方向性		<ul style="list-style-type: none"> 築後経過年数や劣化状況を踏まえて、計画的な保全を進め、必要に応じて大規模修繕等を検討するものとする。 民間活力の活用の可能性を含め、より効率的な管理運営の可能性について検討を進めるものとする。 留守家庭児童学級の増設に併せて、留守家庭児童クラブを留守家庭児童学級へ統合する可能性を検討するものとする。

④ 保健・福祉施設

a) 老人憩の家

対象施設	施設数	施設名・主な建物等
	15	上右田、勝間、大道、佐波、牟礼南、華城、牟礼北、松崎、玉祖、西浦、向島、中関、小野、富海、新田
現状・課題等		<ul style="list-style-type: none"> 12施設（上右田、華城、玉祖、向島、佐波、勝間、小野、西浦、大道、富海、牟礼南、牟礼北）がバリアフリー対応となっておらず、建物の築年数を勘案すると老朽化対策が課題である。
施設の方向性		<ul style="list-style-type: none"> 地域の核（拠点）となる小学校・中学校や公民館の余剰スペースがある場合には、そのスペースを活用した複合化の可能性について検討を進めるものとし、これによって駐車場の確保等利便性の向上も目指すものとする。 現在、地域住民を指定管理者とした管理運営が行われていることを踏まえ、自治会等の地域活動に使用されることが多い施設については、地域団体へ移管する可能性について検討を進めるものとする。 上記の検討を行った結果、今後も施設を継続保有する場合は、築後経過年数や劣化状況を踏まえて、計画的な保全を進め、必要に応じて大規模修繕等を検討するものとする。

b) 障害者福祉施設

対象施設	施設数	施設名・主な建物等
	5	身体障害者福祉センター、愛光園、大平園、わかくさ園、なかよし園
現状・課題等		<ul style="list-style-type: none"> ・愛光園は、建物の耐震性能不足への対応が課題である。 ・比較的新しいなかよし園以外は、建物の老朽化対策が課題である。
施設の方向性		<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者による管理運営を行っているが、更なる民間活力の活用（民営化を含む）の可能性についての検討を進めるものとする。 ・上記の検討を行った結果、今後も施設を継続保有する場合は、築後経過年数や劣化状況を踏まえて、計画的な保全を進め、必要に応じて大規模修繕等を検討するものとする。

c) その他保健・福祉施設

対象施設	施設数	施設名・主な建物等
	6	保健センター、福祉センター（宮市、右田、牟礼、玉祖）、中高年齢労働者福祉センター
現状・課題等		<ul style="list-style-type: none"> ・保健センター及び福祉センターは、建物の老朽化対策が課題である。
施設の方向性		<ul style="list-style-type: none"> ・築後経過年数や劣化状況を踏まえて、計画的な保全を進め、必要に応じて大規模修繕等を検討するものとする。 ・福祉センターは、併設する児童館、留守家庭児童クラブの検討結果を踏まえ、余剰スペースがある場合には、そのスペースを活用した他の施設との複合化の可能性について併せて検討するものとする。

⑤ 社会教育系施設

a) 図書館・博物館等

対象施設	施設数	施設名・主な建物等
	3	防府図書館、青少年科学館、文化財郷土資料館
現状・課題等		<ul style="list-style-type: none"> ・文化財郷土資料館は、建物の老朽化対策が課題である。
施設の方向性		<ul style="list-style-type: none"> ・築後経過年数や劣化状況を踏まえて、計画的な保全を進め、必要に応じて大規模修繕等を検討するものとする。 ・文化財郷土資料館は、利用状況を踏まえ、今後の施設の在り方を検討するものとする。

b) 公民館・学習等供用会館

対象施設	施設数	施設名・主な建物等
	16	文化センター、野島漁村センター 公民館（松崎、富海、小野、大道、牟礼、中関、西浦、新田、華城、右田、華浦、向島、佐波、勝間）
現状・課題等		<ul style="list-style-type: none"> ・12施設（文化センター、公民館（富海、牟礼、中関、西浦、新田、華城、右田、華浦、向島、佐波）、野島漁村センター）は、建物の老朽化対策が課題である。 ・文化センターは、勤労青少年ホームに併設している施設であり、建物の耐震性能不足への対応が課題である。
施設の方向性		<ul style="list-style-type: none"> ・公民館や野島漁村センターは、地域の核（拠点）となる施設であるため、地域内にある施設の複合化の受け皿としての可能性を検討するものとする。 ・地域の核（拠点）である小学校・中学校の余剰スペースがある場合には、そのスペースの活用やこれらの改築に併せた複合化の可能性等、長期的視点に立った地域施設の在り方の検討を進めるものとする。 ・地域住民による施設管理が可能な場合は、地域団体を指定管理者とする制度の導入又は同団体への移管の可能性について検討を進めるものとする。 ・文化センターは、利用状況や代替施設の有無を踏まえて、今後の施設の在り方を検討するものとする。 ・上記の検討を行った結果、今後も施設を継続保有する場合は、築後経過年数や劣化状況を踏まえて、計画的な保全を進め、必要に応じて大規模修繕等を検討するものとする。

c) その他社会教育系施設

対象施設	施設数	施設名・主な建物等
	3	視聴覚ライブラリー、勤労青少年ホーム、 海洋民俗資料収蔵庫
現状・課題等		<ul style="list-style-type: none"> ・勤労青少年ホームは、文化センターに併設している施設であり、建物の耐震性能不足への対応及び建物の老朽化対策が課題である。 ・海洋民俗資料収蔵庫は、建物の老朽化対策が課題である。
施設の方向性		<ul style="list-style-type: none"> ・施設の複合化の検討、あるいは築後経過年数や劣化状況を踏まえて、計画的な保全を進め、必要に応じて大規模修繕等を検討するものとする。 ・勤労青少年ホームは、利用状況等に応じて、施設の廃止や複合化の可能性の検討を進めるものとする。 ・海洋民俗資料収蔵庫は、三田尻塩田記念産業公園内への移転（更新）を進めるものとする。

⑥ スポーツ・公園施設

a) スポーツ施設

対象施設	施設数	施設名・主な建物等
	7	スポーツセンター（陸上競技場、武道館、体育館、野球場、運動広場、プール）、向島運動公園
現状・課題等	・スポーツセンター野球場は、建物の老朽化対策が課題である。	
施設の方向性	・築後経過年数や劣化状況を踏まえて、計画的な保全を進め、必要に応じて大規模修繕等を検討するものとする。	

b) その他スポーツ・公園施設

対象施設	施設数	施設名・主な建物等
	2	サイクリングターミナル、花木センター
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・サイクリングターミナルは、建物の老朽化対策が課題である。 ・花木センターは、建物の耐震診断の早期実施及び老朽化対策が課題である。 	
施設の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・サイクリングターミナルは、利用状況や指定管理者による管理運営の状況を踏まえて、民営化や用途変更等の可能性を検討するものとする。 ・花木センターは、今後の施設保有の在り方の検討を進めるものとする。 ・上記の各施設の検討を行った結果、今後も施設を継続保有する場合は、築後経過年数や劣化状況を踏まえて、計画的な保全を進め、必要に応じて大規模修繕等を検討するものとする。 	

⑦ 市民文化系施設

a) 文化施設

対象施設	施設数	施設名・主な建物等
	2	公会堂、地域交流センター
現状・課題等	・公会堂は、建物の耐震性能不足への対応及び老朽化対策が課題である。	
施設の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・築後経過年数や劣化状況、利用状況を踏まえて、計画的な保全を進め、必要に応じて大規模修繕等を検討するものとする。 ・公会堂は、耐震改修又は更新の判断を早急に行うものとし、更新の場合には、民間活力の活用の可能性について、検討するものとする。 	

b) その他市民文化系施設

対象施設	施設数	施設名・主な建物等
	5	会館（右田、北山手、大日）、地域協働支援センター、天神ピア
現状・課題等		<ul style="list-style-type: none"> ・会館は、建物の老朽化対策が課題である。 ・地域協働支援センター及び天神ピアは、民間の建物を賃借している施設である。
施設の方向性		<ul style="list-style-type: none"> ・築後経過年数や劣化状況を踏まえて、計画的な保全を進め、必要に応じて大規模修繕等を検討するものとする。 ・会館は、他の施設の余剰スペースがある場合には、そのスペースの活用や複合化の可能性について検討を進めるものとする。また、自治会等の地域活動に使用されることが多いことから、地域団体へ移管する可能性について検討を進めるものとする。 ・地域協働支援センター及び天神ピアは、民間の建物を賃借している施設であり、他の施設の余剰スペースがある場合には、そのスペースを活用した複合化等、施設の在り方について検討するものとする。

⑧ 住宅施設

対象施設	施設数	施設名・主な建物等
	31	市営住宅 （黄金通り、大平山、坂本、大内、日の出町、松原、石ケ口、桑山、亀塚、西田中、小徳田、吉敷、上河原、田島、富海、佐野、緑町、古祖原、北山手、西石ケ口、丸山、新橋町、新前町、柳原北、柳原南、中新田、本村、勝間、三田尻本町） 市有住宅（清水川、中関）
現状・課題等		<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅 23 施設（黄金通り、大平山、坂本、大内、日の出町、松原、石ケ口、桑山、小徳田、吉敷、上河原、田島、富海、佐野、緑町、古祖原、北山手、西石ケ口、丸山、新橋町、新前町、柳原北、柳原南）及び市有住宅 2 施設（清水川、中関）は、建物の老朽化対策が課題である。
施設の方向性		<ul style="list-style-type: none"> ・築後経過年数や劣化状況を踏まえて、計画的な保全を進め、必要に応じて大規模修繕等を検討するものとするが、更新については、代替施設の有無や市営住宅及び市有住宅の必要性・需給バランスを考慮し、最低限のものに留めるよう検討を進めるものとする。 ・指定管理者制度や民間移管等の民間活力の活用の可能性を検討するものとする。 ・市営住宅は、「防府市公営住宅等長寿命化計画」（平成 24 年 2 月策定）に基づいて、計画的な保全を進めるものとする。

⑨ 医療施設

対象施設	施設数	施設名・主な建物等
		2
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> 休日診療所は、建物の老朽化対策が課題である。 野島診療所は、建物の耐震診断の早期実施及び老朽化対策が課題である。 	
施設の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活に不可欠な施設であり、継続保有を前提に築後経過年数や劣化状況を踏まえて、計画的な保全を進め、必要に応じて大規模修繕等を検討するものとする。 野島診療所は、地域の医療サービス確保のための施設であるが、地域の核（拠点）となる施設の余剰スペースがある場合には、そのスペースを活用した複合化の可能性を検討するものとする。 	

⑩ 観光施設

対象施設	施設数	施設名・主な建物等
		4
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> 大平山山頂公園（展望台）は、建物の耐震性能不足への対応及び老朽化対策が課題である。 観光情報館は、利用実態が近似する他の施設があり、設置時に想定した利用圏域とかい離している状況である。 	
施設の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 築後経過年数や劣化状況を踏まえて、計画的な保全を進め、必要に応じて大規模修繕等を検討するものとする。 観光情報館は、施設の代替性や利用状況等を踏まえて、施設の廃止の可能性を含む今後の施設保有の在り方を検討するものとする。 	

⑪ 産業系施設

対象施設	施設数	施設名・主な建物等
		8
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> 大平山市民農園は、利用実態が近似する他の施設がある。 ライスセンターは、建物の老朽化対策が課題である。 	
施設の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 民間活力の活用の可能性を含め、今後の施設の在り方を検討するものとする。 上記の検討を行った結果、今後も施設を継続保有する場合は、築後経過年数や劣化状況を踏まえて、計画的な保全を進め、必要に応じて大規模修繕等を検討するものとする。 	

⑫ 資源循環系施設

対象施設	施設数	施設名・主な建物等
		2
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンセンターのうち可燃ごみ処理施設とリサイクル施設は、PFI的手法を用いたDBO方式により平成26年度に更新を行い、平成45年度までの20年間の運営業務を民間に委託している。 	
施設の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活に不可欠な施設であり、継続保有を前提に築後経過年数や劣化状況を踏まえて、計画的な保全を進め、必要に応じて大規模修繕等を検討するものとする。 ・クリーンセンターのうち可燃ごみ処理施設とリサイクル施設は、民間との運営業務委託契約に基づき、計画的な保全を進めるものとする。 	

⑬ その他施設

対象施設	施設数	施設名・主な建物等
		5
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・競輪場は、建物の耐震診断の早期実施及び老朽化対策が課題である。 ・と畜場は、施設の老朽化が課題である。 	
施設の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・築後経過年数や劣化状況を踏まえて、計画的な保全を進め、必要に応じて大規模修繕等を検討するものとする。 ・斎場は市民生活に不可欠な施設であり、継続保有を前提に築後経過年数や劣化状況を踏まえて、計画的な保全を進め、必要に応じて大規模修繕等を検討するものとする。 ・競輪場は、施設の老朽化が進んでおり、施設保有の在り方の検討を進めるものとする。継続保有する場合は、劣化状況を踏まえて、計画的な保全を進め、必要に応じて大規模修繕等を検討するものとする。 ・と畜場は、施設の老朽化が進んでおり、施設保有の在り方について検討するものとする。 	

⑭ ①～⑬以外の施設

対象施設	公共施設のうち、公衆便所や倉庫等のように簡易で延床面積が比較的小さい建物のみを有する施設（防災倉庫、消防分団消防器庫、都市公園、児童遊園等）
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の老朽化対策が課題である。
施設の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・築後経過年数や劣化状況を踏まえて、適正な配置と計画的な保全を検討するものとする。

(2) インフラ施設

① 道路

施設概要	市道	<ul style="list-style-type: none"> ・一般道路 1,265 路線、延長 659,446.9m ・独立専用自転車歩行者道 3 路線、延長 1,064m
	農道	72 路線、延長 35,434m (舗装 32,357m、未舗装 3,077m)
	林道	43 路線、延長 59,693m (舗装 20,853.5m、未舗装 38,839.5m)
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・市道は、道路パトロール及び通報により随時、補修等を行っている。 ・農道は、広域農道や農免道路等の大規模なものは市が管理を行い、その他については各地域住民で管理を行っている。 ・林道は、道路補修、草刈、不法投棄の回収等の維持管理を行っている。 	
施設の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の整備に当たっては、人口減少等の社会情勢や財政状況を見据え、真に必要な施設の整備を進めるものとする。 ・維持管理については、包括的民間委託等の導入による効果が期待される場合は、積極的に活用を検討するものとする。 	

② 橋りょう

施設概要	橋りょう	730 橋
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・市が管理する（橋長 2m以上）は、730 橋あり、その多くが高度経済成長期に整備しており、特に橋の老朽化対策が課題である。 	
施設の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・「防府市道路橋長寿命化修繕計画」（平成 27 年 3 月策定）に基づき、橋長 6m以上の橋りょう及び重要路線に架橋される橋りょうは予防保全的な維持管理、6m未満の橋りょうは事後的な維持管理とし、全体的な効率性を重視した対策を進めるものとする。 	

③ 上水道

施設概要	庁舎	1 か所
	水源地	5 系統 10 か所
	増圧施設	13 か所
	配水池	15 か所 18 基
	管きよ	延長 627,942m (うち配水管 609,651m)
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数を超える管きよや施設が今後増加すると見込んでおり、それらの更新には、多大な事業費を必要とするが、市民生活に密着した重要なライフラインであることから耐震化率の向上対策も含め、事業の優先度を考慮し計画的に更新していく必要がある。 ・総人口や水道使用量が減少しており、将来の施設規模を検討する必要がある。 	
施設の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・「防府市水道ビジョン」(平成 22 年 3 月策定)に基づき、計画的な施設の整備・保全を進めるものとする。なお、平成 31 年には上下水道ビジョンを策定し、効率的な上下水道施設の整備・維持管理を進めていくものとする。 ・経過年数や定期的な点検・診断結果及び需要動向を踏まえて、長寿命化を図るとともに適切な更新時期を設定し、更新計画を策定するものとする。 ・新設・更新時には、維持管理が容易な構造を採用し、維持管理費の削減に努めるとともに、耐震性が高くかつ長寿命の材料を採用するなどの耐震性・耐久性の向上も図るものとする。 ・包括的民間委託等の導入による効果が期待される場合は、積極的に活用を検討するものとする。 	

④ 工業用水道

施設概要	水源地	1 か所
	管きよ	延長 4,257m (うち配水管 4,103m)
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・配水管の耐用年数を 80 年程度と見込んでいるが、昭和 39 年 11 月の給水開始以来更新していないため、今後配水管の老朽化対策が課題となる。 	
施設の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検・診断を実施し、需要動向も踏まえて長寿命化を検討するとともに、適切な維持管理を推進していくものとする。 ・包括的民間委託等の導入による効果が期待される場合は、積極的に活用を検討するものとする。 	

⑤ 下水道(漁業集落排水施設を含む)

施設概要	管きよ	延長 482,460.69m (うち野島地区漁業集落排水施設 延長 2,884.60m)
	ポンプ場	14か所
	処理場	2か所(うち野島地区漁業集落排水施設 1か所)
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・現在は事業計画区域内の整備が主体であるが、今後は管きよなどの施設の老朽化対策が大きな課題となる。なお、防府浄化センターや一部の管きよにおいては長寿命化対策を実施している。 ・処理区域面積の拡大により処理区域内人口は増加しているが、総人口や水道使用量は減少しており、将来の施設規模を検討する必要がある。 	
施設の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・「防府市公共下水道事業計画」(平成27年3月策定)に基づき、計画的な施設の整備・保全を進めるものとする。なお、平成31年にはより上位の計画である上下水道ビジョンを策定し、効率的な上下水道施設の整備・維持管理を進めていくものとする。 ・経過年数や定期的な点検・診断結果及び需要動向を踏まえて長寿命化を図るとともに適切な更新時期を設定し、更新計画を策定するものとする。 ・新設・更新時には、維持管理が容易な構造を採用し、維持管理費の削減に努めるとともに、耐震性が高くかつ長寿命の材料を採用するなどの耐震性・耐久性の向上も図るものとする。 ・包括的民間委託等の導入による効果が期待される場合は、積極的に活用を検討するものとする。 	

⑥ 河川

施設概要	準用河川	22河川、延長22,940m
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・河川法(昭和39年法律第167号)により市が指定した河川(準用河川)は、22河川あり、総延長は22,940mである。 ・河川に関する台帳の整備が課題である。 	
施設の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水や洪水から市民の生命財産を守るため、河川法等に基づき適切な維持管理を行うものとする。 	

⑦ 漁港

施設概要	第一種	5 漁港（富海、牟礼、中浦、西浦、大道）
	第二種	2 漁港（野島、向島）
現状・課題等	・多くの施設において、老朽化対策が課題である。	
施設の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港ごとに策定した「機能保全計画」に基づき、老朽化・延命化対策を進めるものとする。 ・漁業集落の生活環境の向上及び防災機能の強化を図るため、排水対策や狭あい道路の整備を行うものとする。 	

⑧ その他の施設

施設概要	①～⑦以外のインフラ施設（排水機場等）	
現状・課題等	・多くの施設において、老朽化対策が課題である。	
施設の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の整備に当たっては、人口減少等の社会情勢や財政状況を見据え、真に必要な施設の整備を進めるものとする。 ・安全性や経済性を重視した計画的かつ適切な施設保全による長寿命化を推進するものとする。 ・民間活力の活用や市民参画により、施設の安全確保と費用削減を両立させた効率的な維持管理を推進するものとする。 	

6 今後の取組

(1) 推進体制

公共施設については、各施設の所管部署が、再編計画・保全計画を踏まえ、個別施設の再編や保全に向けた具体的な取組内容や実施スケジュールなどを示す「再編実施計画」、「保全実施計画」を順次作成し、実行していきます。

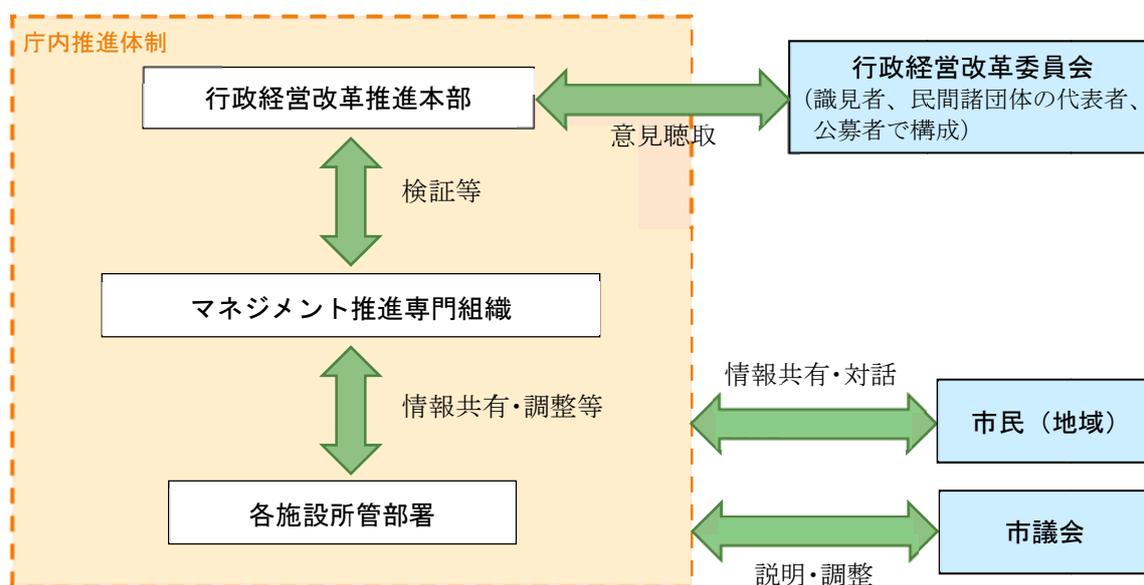
また、インフラ施設については、各施設の所管部署が、総合管理計画に基づく個別施設に関する計画を作成し、実行していきます。

これらの取組への庁内推進体制として、幹部職員で構成される「マネジメント推進専門組織」（以下「専門組織」という。）を設置します。専門組織は、各施設を所管する部課と連携を密に取りながら情報を共有し、財政や施設管理の視点をもって調整等を行いながら公共施設等に関するマネジメントを進めていきます。

さらに、市長を本部長とする行政経営改革の全庁一元的な推進体制である「行政経営改革推進本部」において、マネジメントに関連する各種計画との整合性の検証等を行うものとし、必要に応じて識見者、民間諸団体の代表者、公募者で構成される「行政経営改革委員会」にて外部からの視点による意見の聴取を図っていくものとします。

なお、公共施設等に関するマネジメントの推進に際しては、市民（地域）との情報共有や対話を十分に図るとともに、市議会への説明や調整を行うものとします。

図表 31 マネジメント推進体制



(2) 職員の意識改革を図る研修の実施

公共施設等のマネジメントをうまく機能させていくためには、日々、現場の最前線で公共施設等の管理運営に携わっている職員一人ひとりの意識改革を促し、職員自らがその重要性を理解し、取り組んでいこうと方向付けしていくことが重要です。そのためには、公共施設等のマネジメントの進捗に合わせて、段階的、継続的に研修を積み重ねていくことが有効です。

そのため、公共施設等のマネジメントに関する職員向けの研修や啓発を行い、更なる職員の意識改革と知識の修得を図り、日々の取組に反映できるようにします。

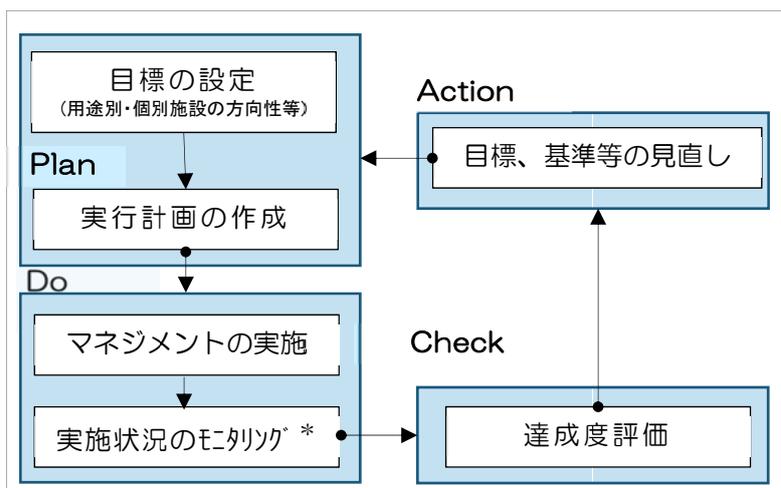
(3) 公会計(固定資産台帳)の活用

複式簿記による発生主義会計の導入により、資産等のストック情報や減価償却費等の現金支出を伴わない費用を含めた事業費全体を把握することで、公共施設等のマネジメントの推進を図ります。

(4) PDCAサイクルの推進

総合管理計画に沿って進める取組は、一定期間ごとにその状況や効果を検証・評価しつつ、適切な見直しを行いながら進めていく、いわゆるPDCA(Plan・Do・Check・Action)サイクルを導入しながら進めていくものとします。

図表 32 PDCAサイクルの推進



* モニタリング…計画が適切に進行しているかを確認すること。

參考資料

1 分類(用途)別・地域別の公共施設配置状況一覧

分類(用途)	地域	牟礼	松崎	佐波	勝間	華浦	新田	野島
行政系施設	市庁舎等	牟礼出張所		市庁舎				野島出張所
	消防施設	消防署東出張所		消防本部庁舎				
学校教育系施設	学校	牟礼小学校 牟礼南小学校 牟礼中学校	松崎小学校 国府中学校	佐波小学校 佐波中学校	勝間小学校	華浦小学校 桑山中学校	新田小学校	野島小学 野島中学校
	その他学校教育系施設				学校給食センター			野島教員住宅
子育て支援施設	保育所	江泊保育所		宮市保育所				
	幼児・児童施設	牟礼留守家庭児童学級 牟礼南留守家庭児童学級 牟礼児童館・留守家庭児童クラブ	松崎、松崎第二留守家庭児童学級 ファミリーサポートセンター	佐波留守家庭児童学級 宮市児童館・留守家庭児童クラブ	勝間、勝間第二留守家庭児童学級	華浦、華浦第二留守家庭児童学級	新田留守家庭児童学級 新田第二留守家庭児童学級	
保健・福祉施設	高齢者福祉施設	牟礼南老人憩の家 牟礼北老人憩の家	松崎老人憩の家	佐波老人憩の家	勝間老人憩の家		新田老人憩の家	
	障害者福祉施設	愛光園 大平園 なかよし園				身体障害者福祉センター、わかさ園		
	その他保健・福祉施設	牟礼福祉センター		宮市福祉センター 中高年齢労働者福祉センター(サンライフ防府)		保健センター		
社会教育系施設	図書館・博物館等		防府図書館			青少年科学館(ソラル) 文化財郷土資料館		
	公民館・学習等供用会館	牟礼公民館	松崎公民館・学習等供用会館 文化センター	佐波公民館・学習等供用会館	勝間公民館・学習等供用会館	華浦公民館・学習等供用会館	新田公民館・学習等供用会館	野島漁村センター
	その他社会教育系施設		勤労青少年ホーム			視聴覚ライブラリー 海洋民俗資料収蔵庫		
スポーツ・公園施設	スポーツ施設						陸上競技場 武道館 野球場 運動広場 プール	
	その他スポーツ・公園施設	花木センター	サイクリングターミナル					
市民文化系施設	文化施設		地域交流センター(アスピアート) 公会堂					
	その他市民文化系施設		地域協働支援センター 天神ピア					
住宅施設	坂本住宅 大平山住宅 大内住宅	緑町住宅	日の出町住宅 古祖原住宅 新橋町住宅	亀塚住宅 勝間住宅	松原住宅 石ケ口住宅 桑山住宅 三田尻本町住宅	西田中住宅 中新田住宅		
医療施設					休日診療所		野島診療所	
観光施設	大平山山頂公園	観光情報館(コア銀座) まちの駅(うめてらす)						
産業系施設	大内ライスセンター				水産総合交流施設(潮彩市場防府)			
資源循環系施設						クリーンセンター		
その他施設		駅前サービスセンター 競輪場						

*対象施設・・・広く市民が利用する施設に加え、
施設の延床面積が概ね200㎡以上の施設
(平成28年4月1日時点)

凡例

10,000㎡以上
破線表記は同一の建物に設置されている異なる分類(用途)の施設
同じ分類(用途)の施設が同一の建物に設置されている施設
1,000㎡以下
・1,000㎡～10,000㎡の施設の延床面積は正方形の大きさに比例

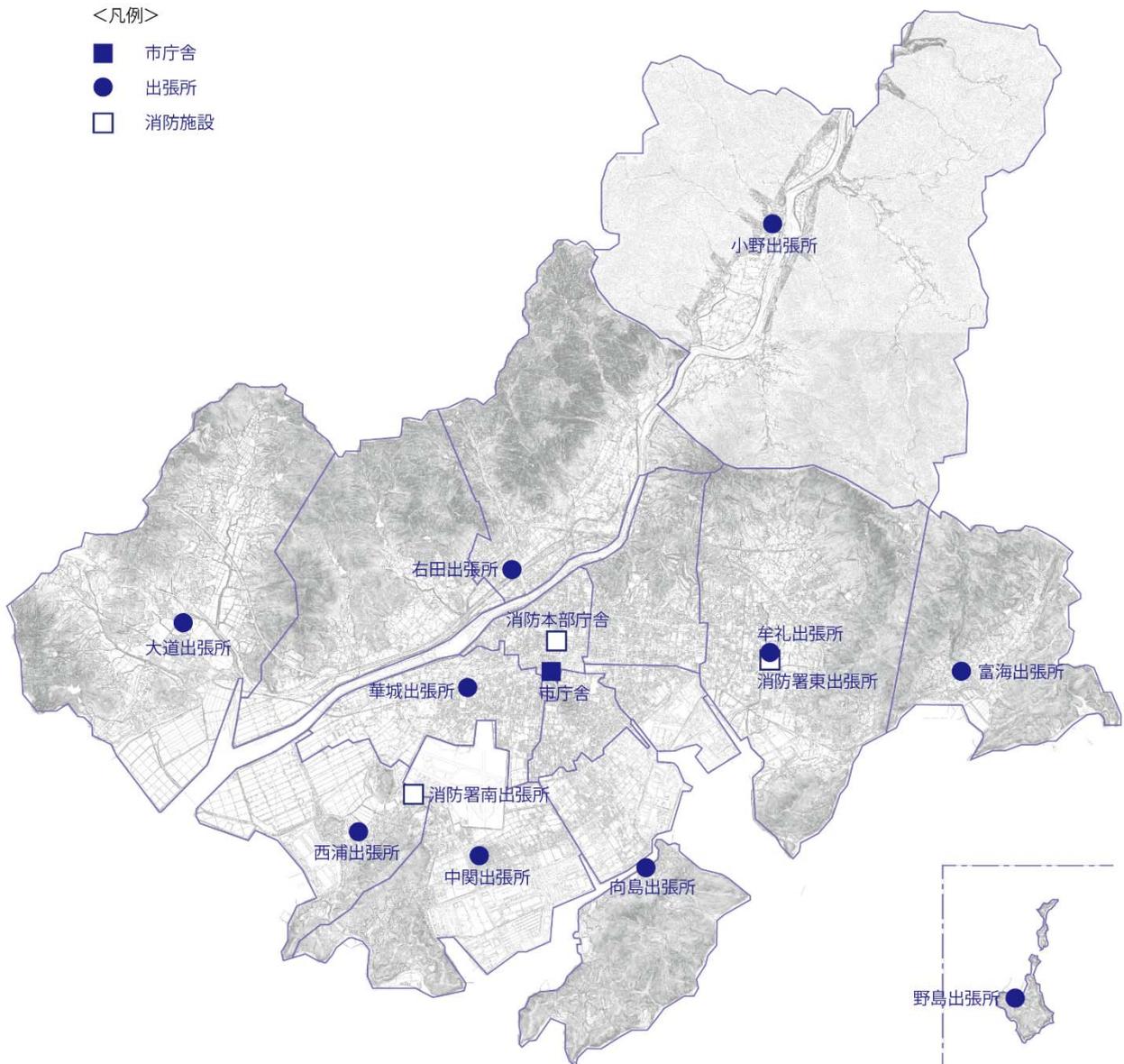
向島	中間	華城	西浦	右田	玉祖	富海	小野	大道
向島出張所	中間出張所	華城出張所	西浦出張所	右田出張所		富海出張所	小野出張所	大道出張所
			消防署南出張所					
向島小学校	中間小学校 華陽中学校	華城小学校	西浦小学校 華西中学校	右田小学校 右田中学校	玉祖小学校	富海小学校 富海中学校	小野小学校 小野中学校	大道小学校 大道中学校
							小野学校給食 共同調理場	
						富海保育所		
向島留守家庭 児童学級	中間留守家庭 児童学級 中間第二留守家庭 児童学級	華城第二、第四 留守家庭児童学級 華城留守家庭 児童学級 華城第三留守家庭 児童学級	西浦留守家庭 児童学級	右田、右田第二 留守家庭児童学級 右田児童館・ 留守家庭児童クラブ	玉祖留守家庭 児童学級 玉祖児童館・ 留守家庭児童クラブ	富海留守家庭 児童学級	小野留守家庭 児童学級	大道留守家庭 児童学級
向島 老人憩の家	中間老人憩の家	華城 老人憩の家	西浦 老人憩の家	上右田 老人憩の家	玉祖 老人憩の家	富海 老人憩の家	小野 老人憩の家	大道 老人憩の家
				右田福祉センター	玉祖福祉センター			
向島公民館・ 学習等供用会館	中間公民館・ 学習等供用会館	華城公民館・ 学習等供用会館	西浦公民館・ 学習等供用会館	右田公民館・ 学習等供用会館		富海公民館	小野公民館	大道公民館・ 学習等供用会館
向島運動公園								
	北山手会館			右田会館 大日会館				
本村住宅	新前町 住宅 田島住宅 北山手住宅 中間住宅	清水川住宅 柳原南住宅 柳原北住宅 小徳田住宅	黄金通り住宅 丸山住宅	吉敷住宅 上河原住宅	佐野住宅	富海住宅		
	三田尻塩田 記念産業公園							
	防府地域 職業訓練センター	青果物地方 卸売市場		育苗センター	右田 ライスセンター		大平山 市民農園 大平山牧野	
	一般廃棄物 最終処分場							
				斎場(悠久苑)	と畜場			JR大道駅 自由通路

2 分類(用途)別・地域別の公共施設配置状況図

(※平成 28 年 4 月 1 日時点)

(1) 分類(用途)別配置図

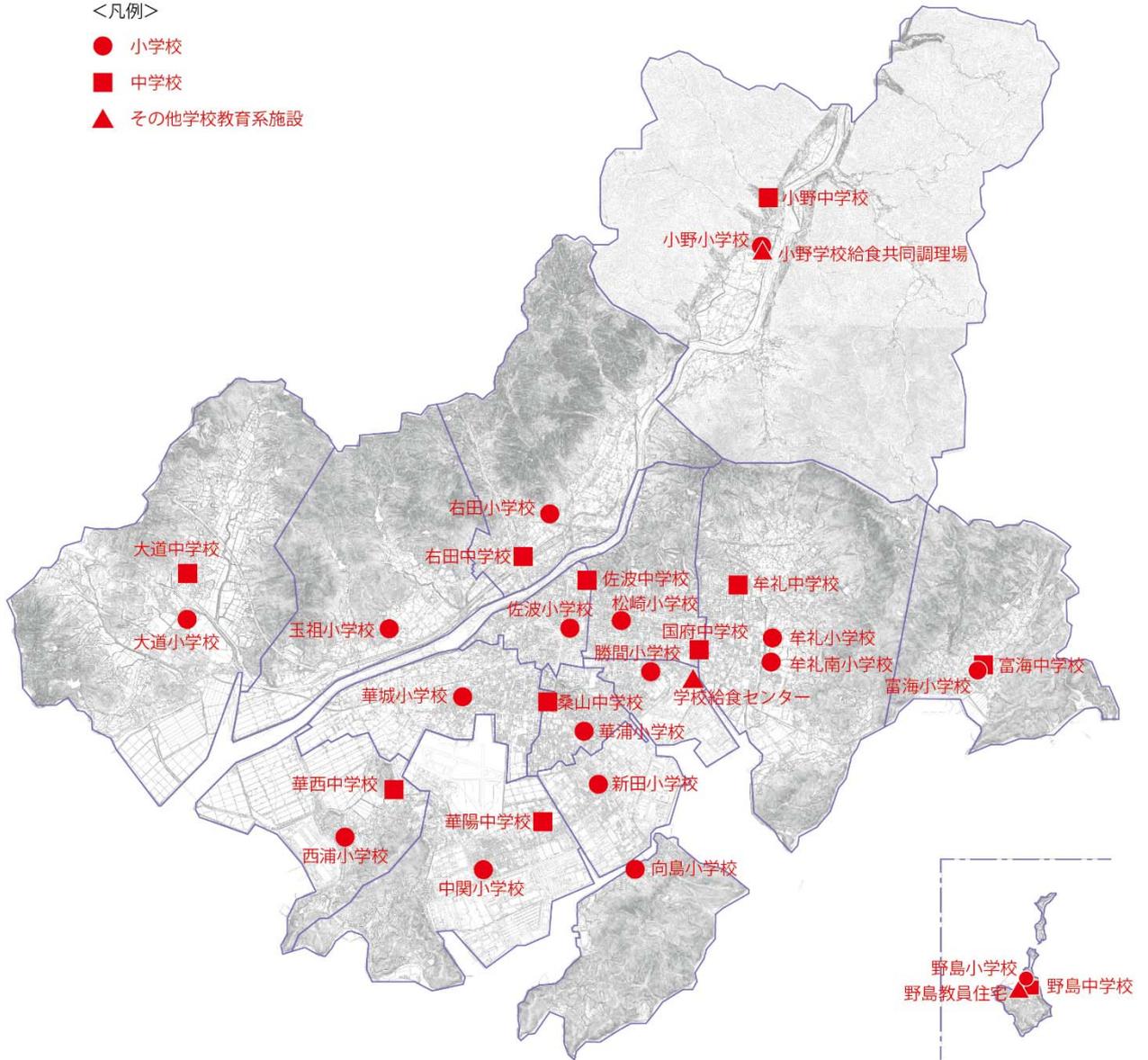
① 行政系施設



② 学校教育系施設

<凡例>

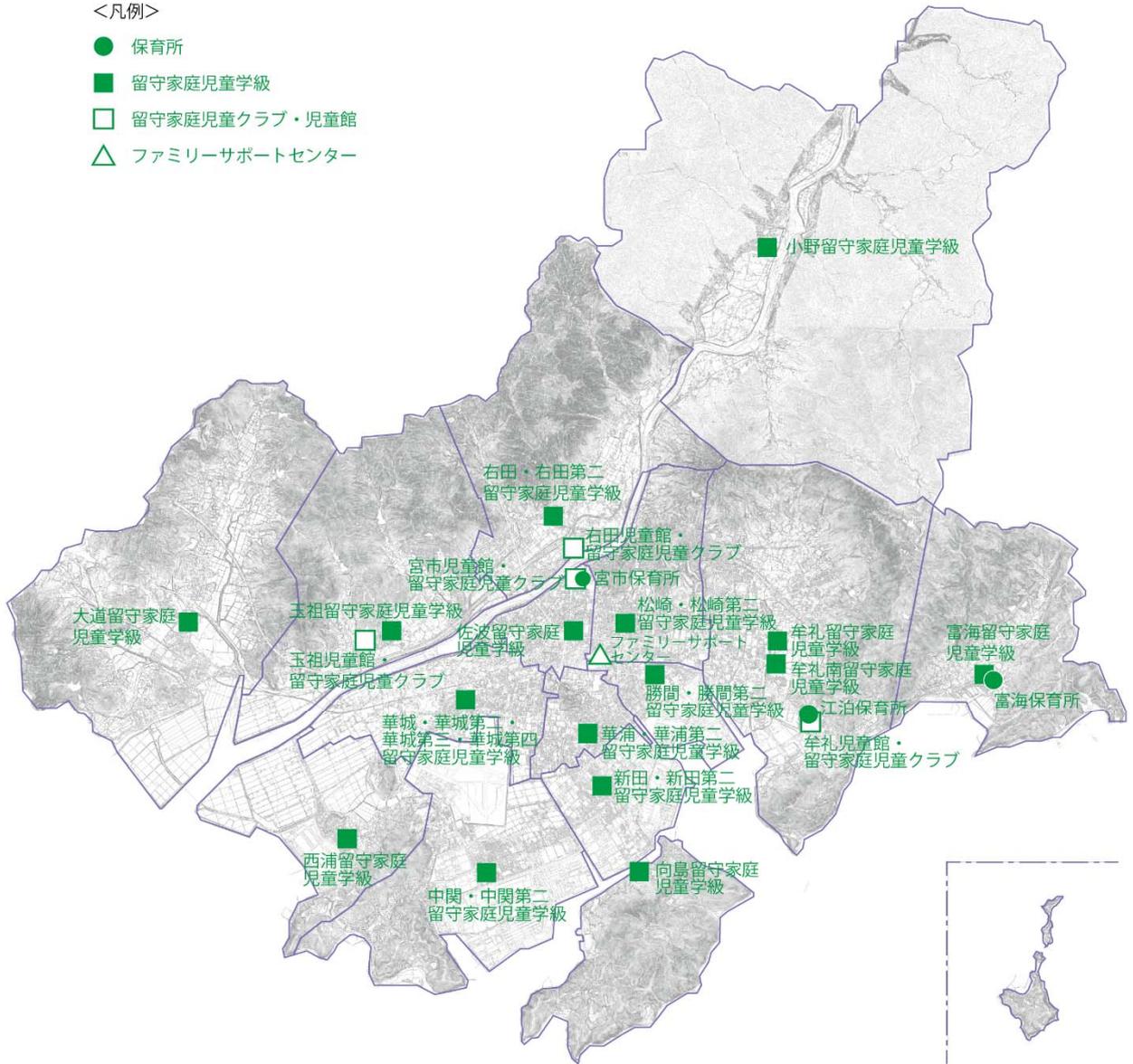
- 小学校
- 中学校
- ▲ その他学校教育系施設



③ 子育て支援施設

<凡例>

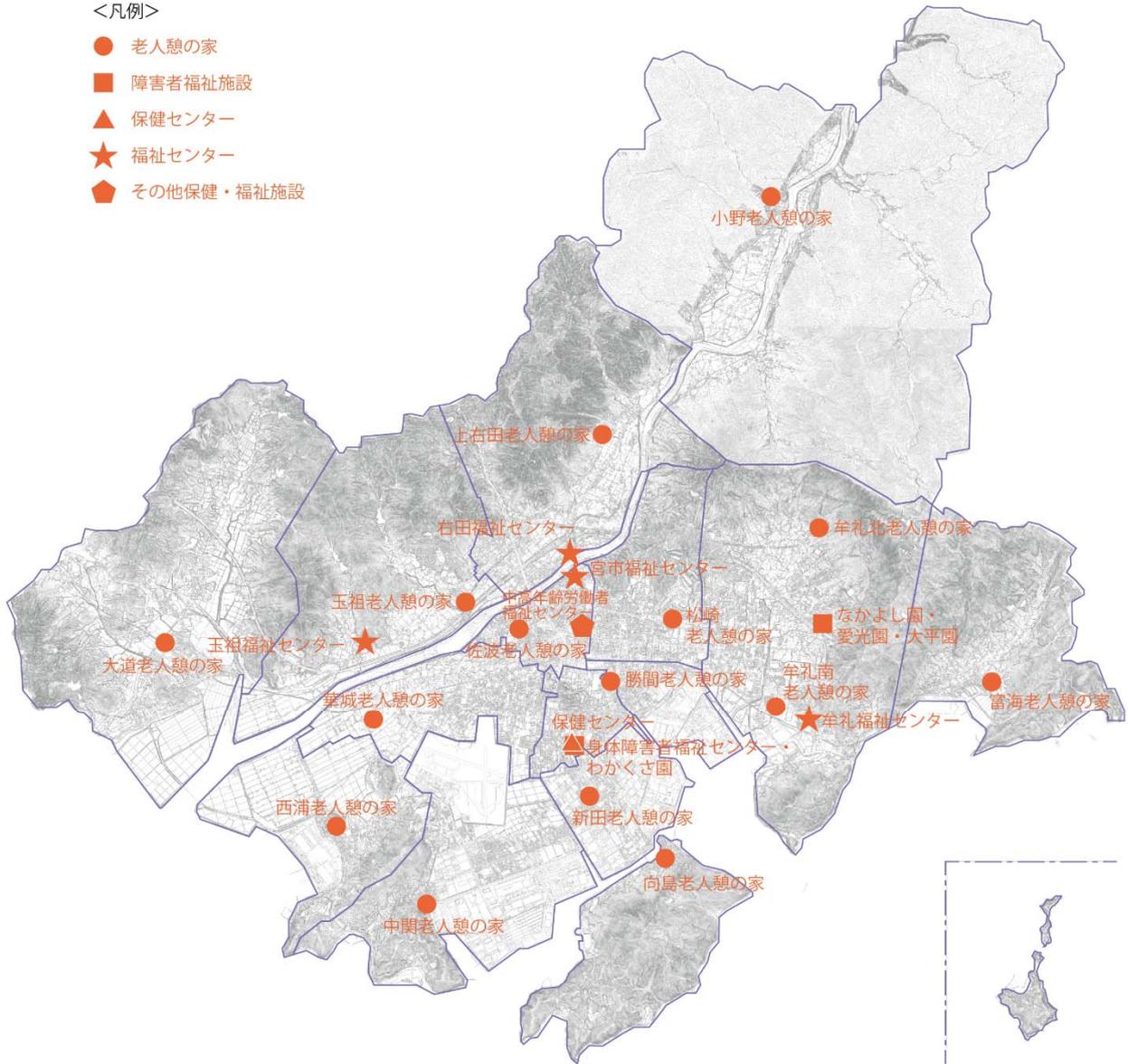
- 保育所
- 留守家庭児童学級
- 留守家庭児童クラブ・児童館
- △ ファミリーサポートセンター



④ 保健・福祉施設

<凡例>

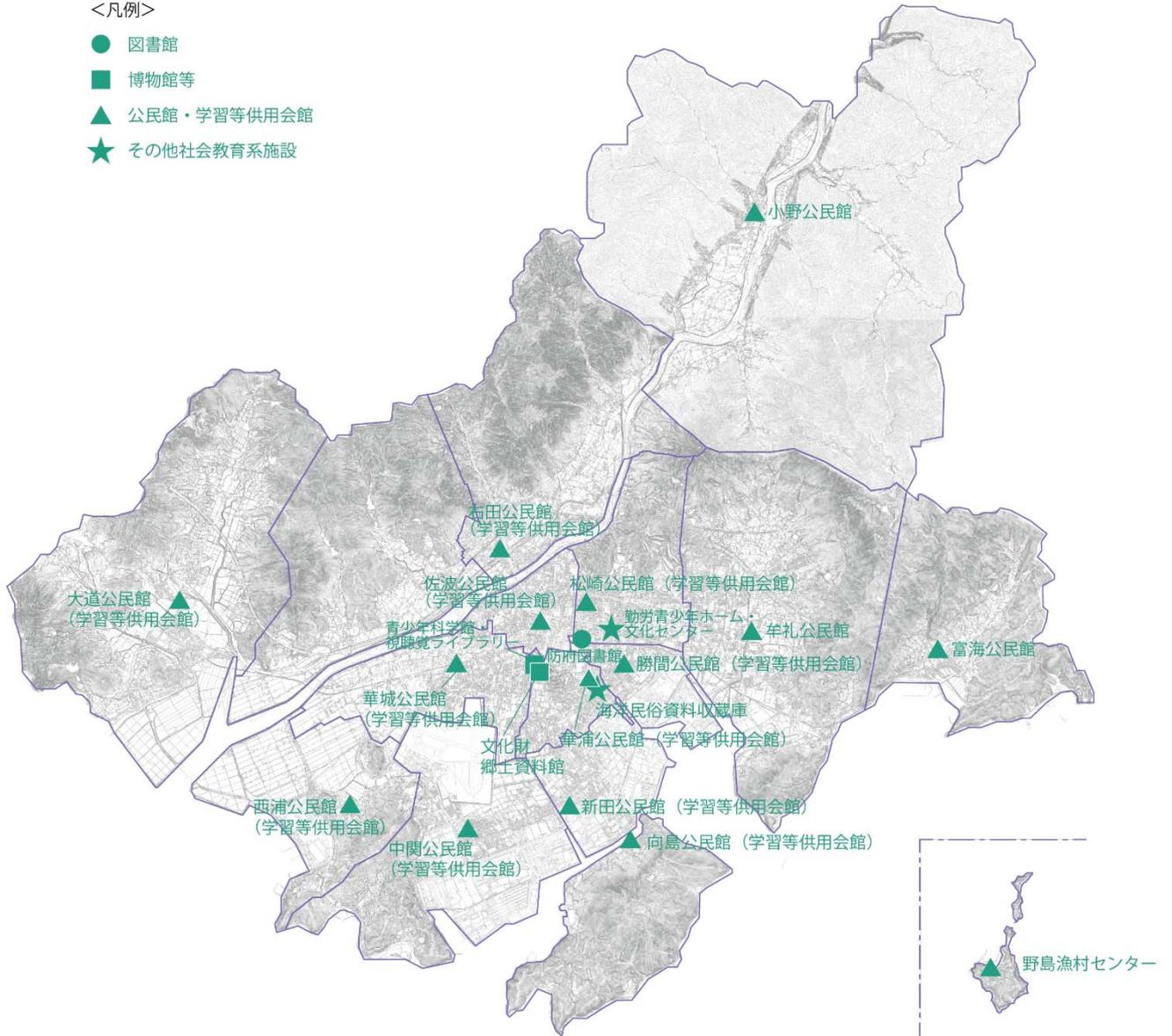
- 老人憩の家
- 障害者福祉施設
- ▲ 保健センター
- ★ 福祉センター
- ◆ その他保健・福祉施設



⑤ 社会教育系施設

<凡例>

- 図書館
- 博物館等
- ▲ 公民館・学習等供用会館
- ★ その他社会教育系施設



⑥ スポーツ・公園施設

<凡例>

- スポーツ施設
- レクリエーション施設
- ▲ その他スポーツ・公園施設



⑦ 市民文化系施設

<凡例>

● 文化施設

▲ その他市民文化系施設

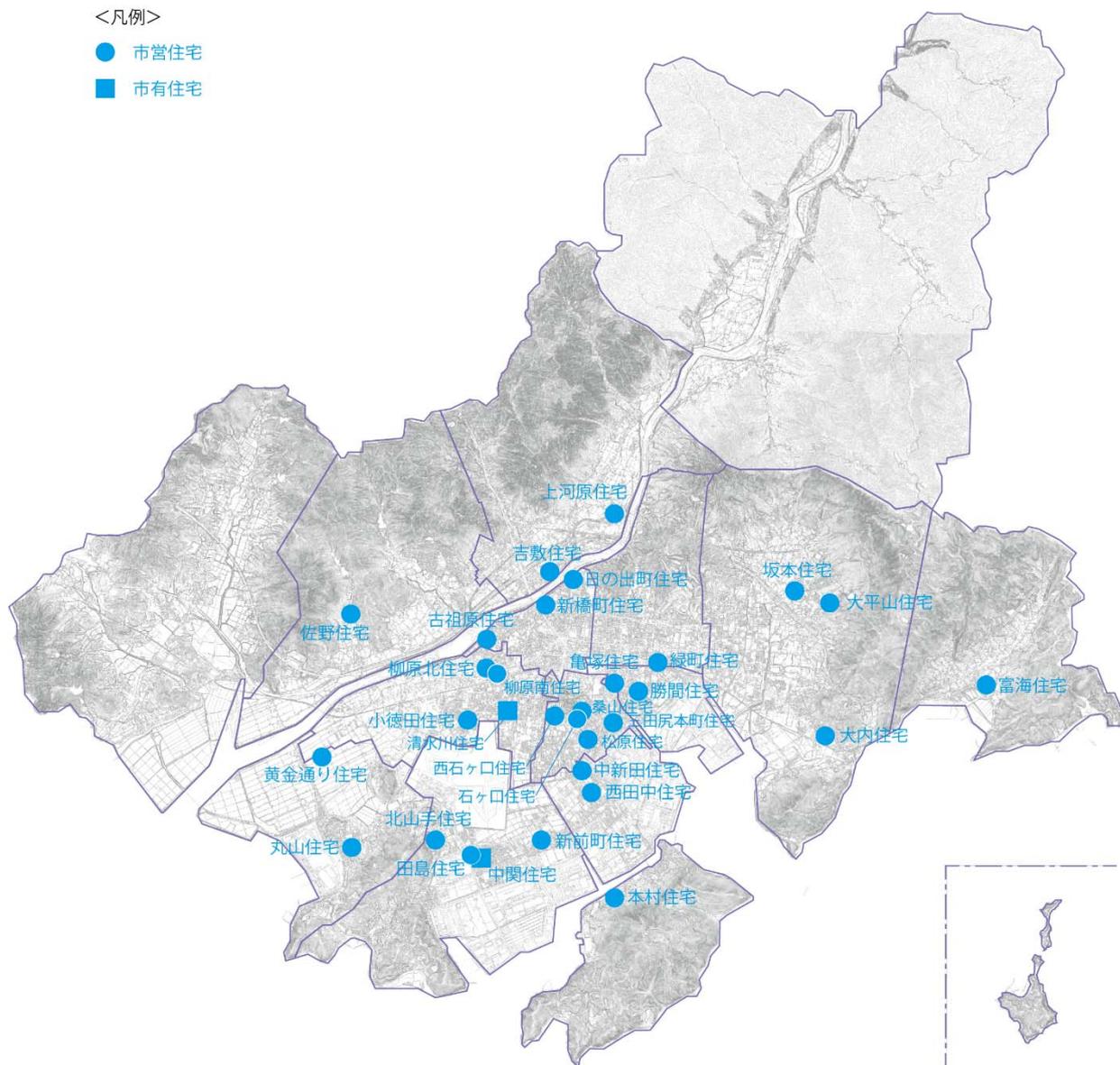


⑧ 住宅施設

<凡例>

● 市営住宅

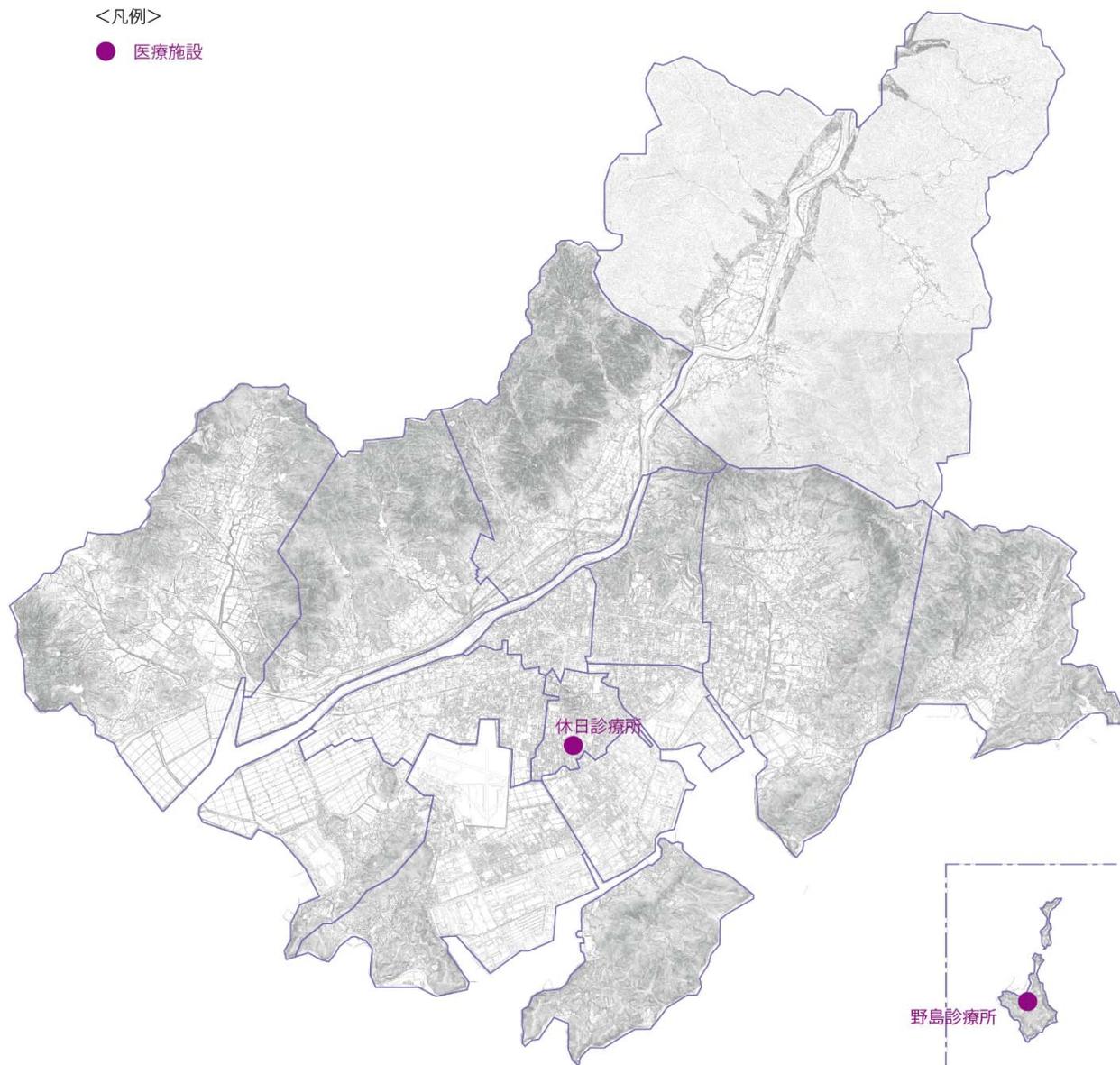
■ 市有住宅



⑨ 医療施設

<凡例>

● 医療施設



⑩ 観光施設

<凡例>

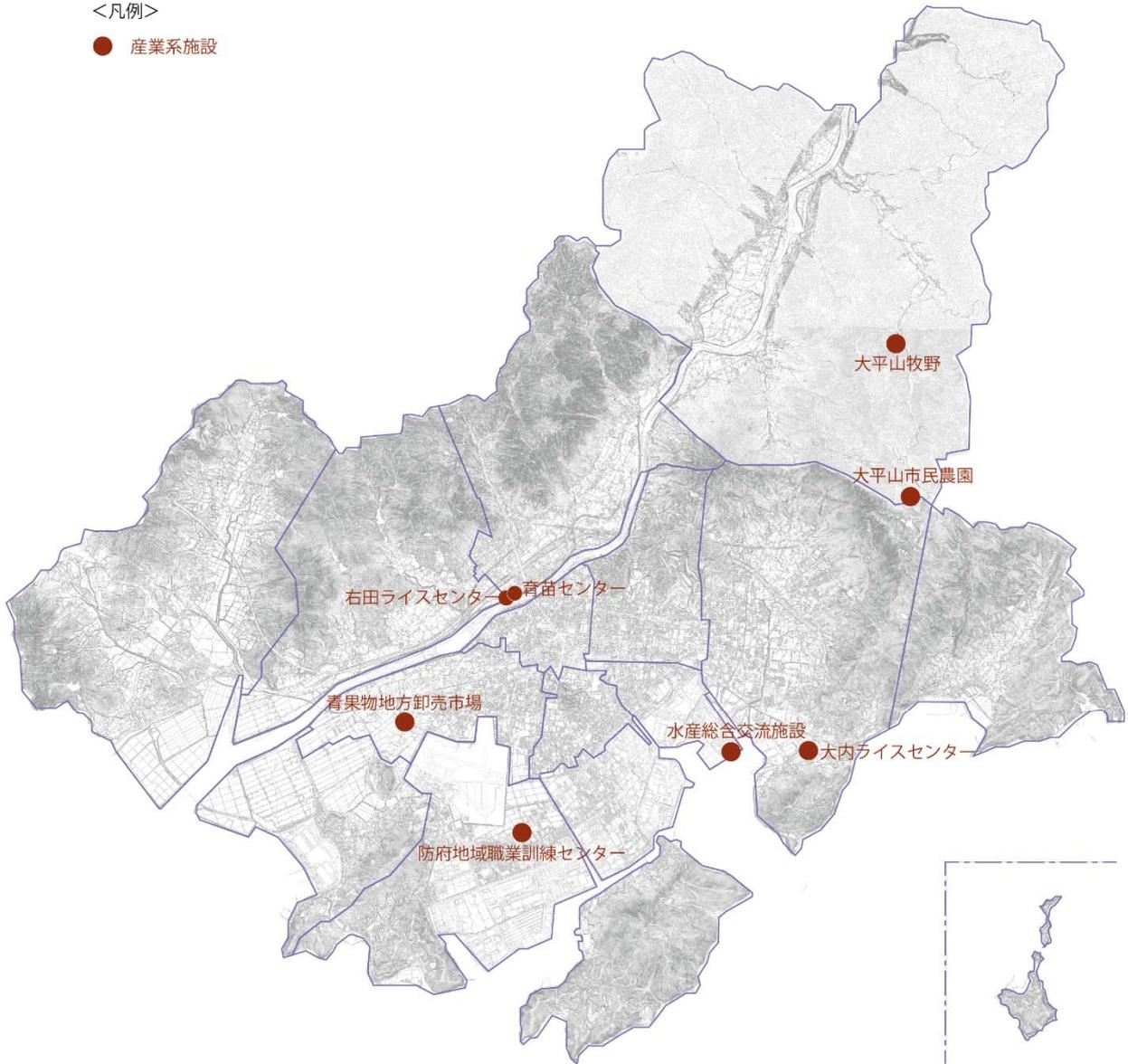
● 観光施設



⑪ 産業系施設

<凡例>

● 産業系施設



⑫ 資源循環系施設

<凡例>

● 資源循環系施設



⑬ その他施設

<凡例>

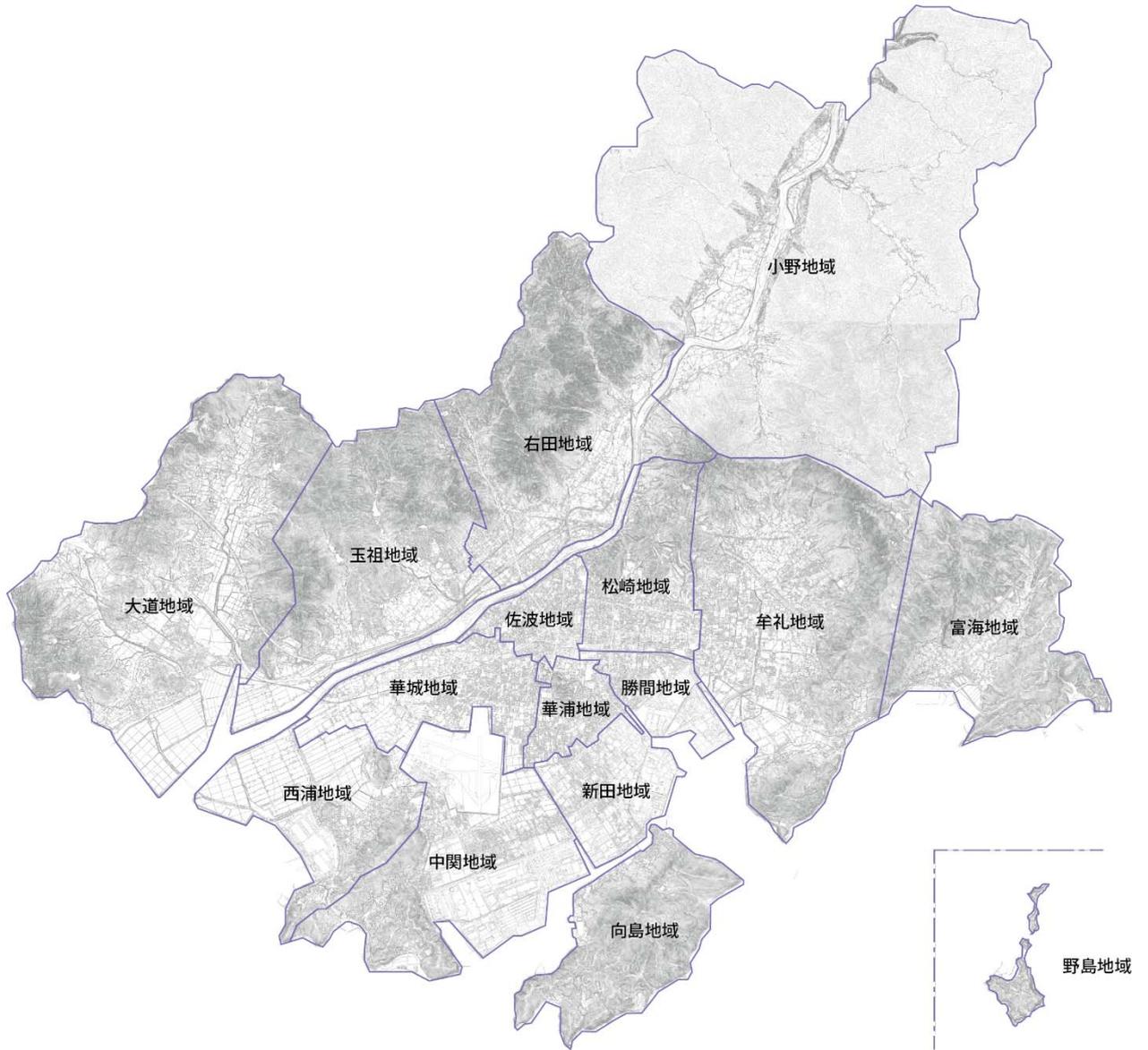
○ 斎場

■ 競輪場

▲ その他施設

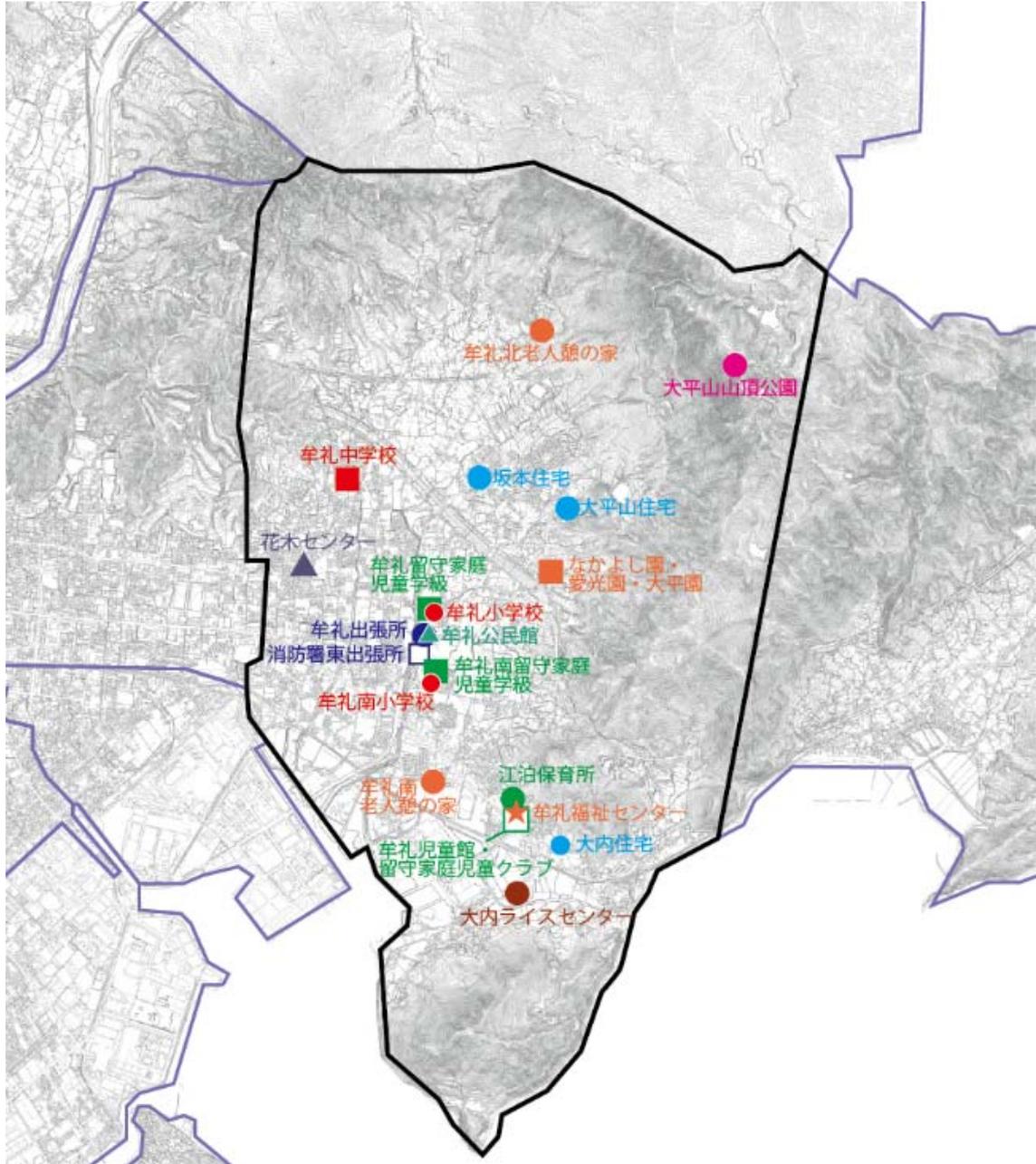


(2) 地域別配置図



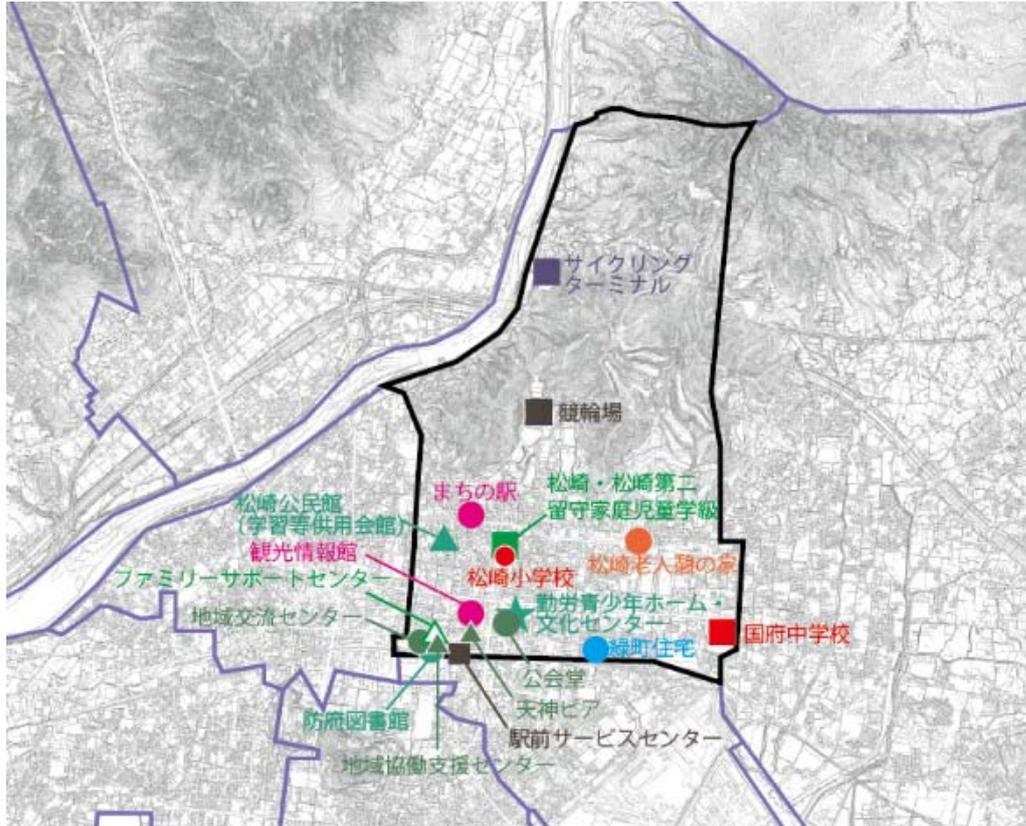
地域区分図

① 牟礼地域



- <凡例>
- | | | | |
|----------------|-----------------|--------------|---------------|
| ■ 市庁舎 | ● 保育所 | ● 老人憩の家 | ● 図書館 |
| ● 出張所 | ■ 留守家庭児童学級 | ■ 障害者福祉施設 | ■ 博物館等 |
| □ 消防施設 | □ 留守家庭児童クラブ・児童館 | ▲ 保健センター | ▲ 公民館・学習等供用会館 |
| ● 小学校 | △ ファミリーサポートセンター | ★ 福祉センター | ★ その他社会教育系施設 |
| ■ 中学校 | | ◆ その他保健・福祉施設 | |
| ▲ その他学校教育系施設 | ● 文化施設 | ● 医療施設 | ● 資源循環系施設 |
| ● スポーツ施設 | ▲ その他市民文化系施設 | ● 観光施設 | ○ 斎場 |
| ■ レクリエーション施設 | ● 市営住宅 | ● 産業系施設 | ■ 競輪場 |
| ▲ その他スポーツ・公園施設 | ■ 市有住宅 | | ▲ その他施設 |

② 松崎地域

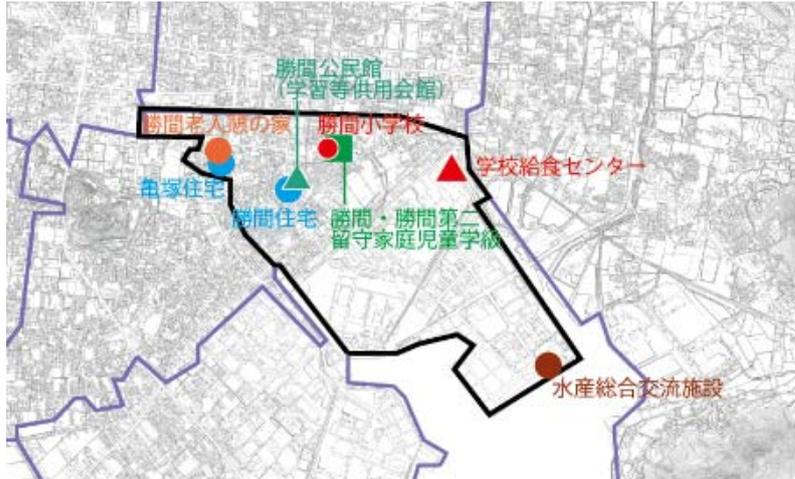


③ 佐波地域



- <凡例>
- | | | | |
|----------------|-----------------|--------------|---------------|
| ■ 市庁舎 | ● 保育所 | ● 老人憩の家 | ● 図書館 |
| ● 出張所 | ■ 留守家庭児童学級 | ■ 障害者福祉施設 | ■ 博物館等 |
| □ 消防施設 | □ 留守家庭児童クラブ・児童館 | ▲ 保健センター | ▲ 公民館・学習等供用会館 |
| ● 小学校 | △ ファミリーサポートセンター | ★ 福祉センター | ★ その他社会教育系施設 |
| ■ 中学校 | | ● その他保健・福祉施設 | |
| ▲ その他学校教育系施設 | ● 文化施設 | ● 医療施設 | ● 資源循環系施設 |
| ● スポーツ施設 | ▲ その他市民文化系施設 | ● 観光施設 | ○ 斎場 |
| ■ レクリエーション施設 | ● 市営住宅 | ● 産業系施設 | ■ 競輪場 |
| ▲ その他スポーツ・公園施設 | ■ 市有住宅 | | ▲ その他施設 |

④ 勝間地域



<凡例>

- 市庁舎
- 出張所
- 消防施設
- 小学校
- 中学校
- ▲ その他学校教育系施設
- スポーツ施設
- レクリエーション施設
- ▲ その他スポーツ・公園施設
- 保育所
- 留守家庭児童学級
- 留守家庭児童クラブ・児童館
- △ ファミリーサポートセンター

⑤ 華浦地域



- 文化施設
- ▲ その他市民文化系施設
- 市営住宅
- 市有住宅

- 老人憩の家
- 障害者福祉施設
- ▲ 保健センター
- ★ 福祉センター
- ◆ その他保健・福祉施設

- 医療施設
- 観光施設
- 産業系施設

- 図書館
- 博物館等
- ▲ 公民館・学習等供用会館
- ★ その他社会教育系施設

- 資源循環系施設
- 齋場
- 競輪場
- ▲ その他施設

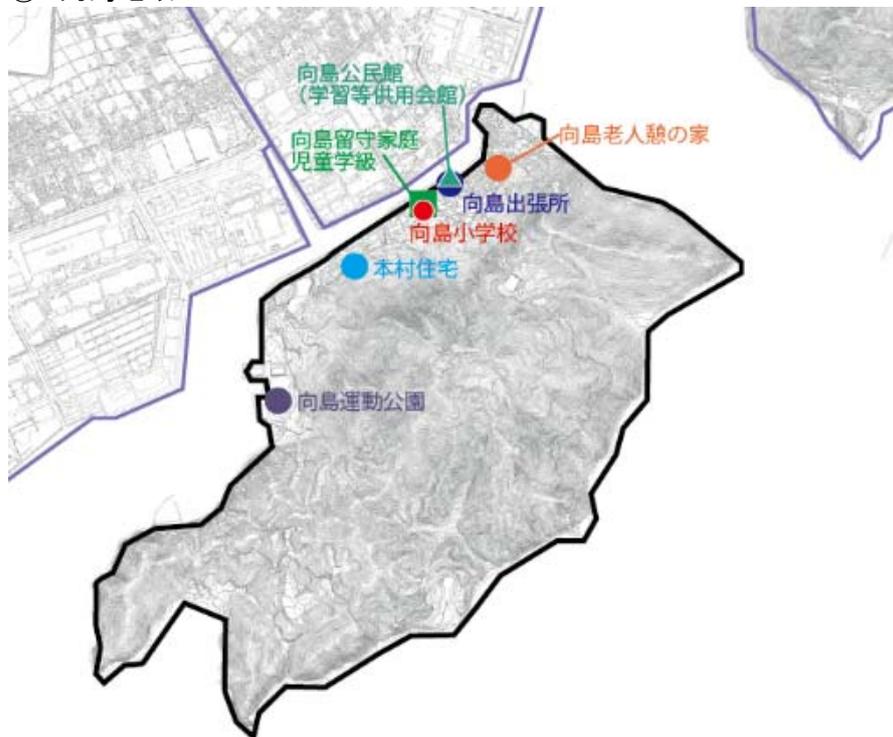
⑥ 新田地域



⑦ 野島地域

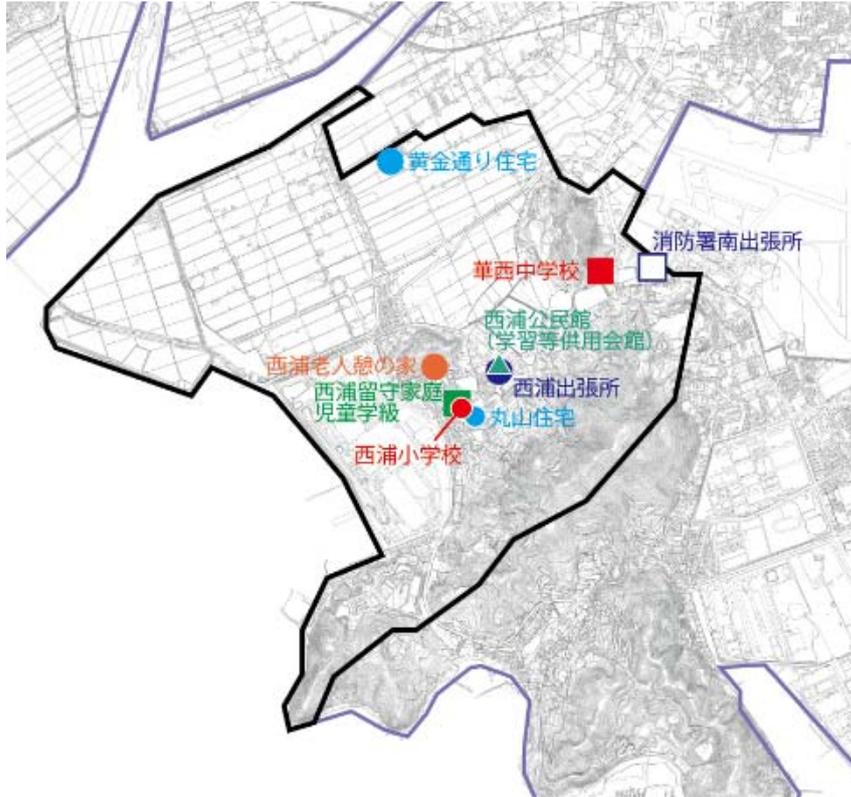


⑧ 向島地域



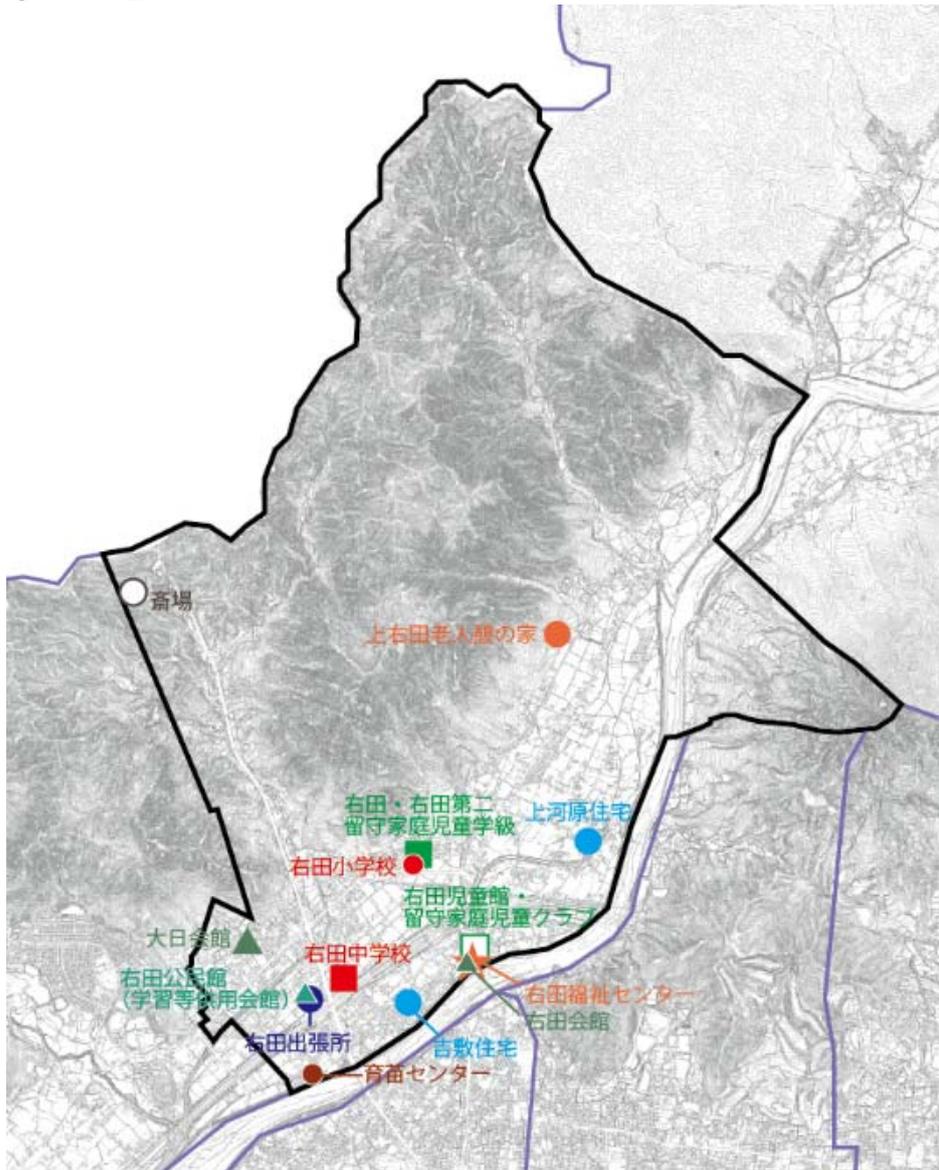
- <凡例>
- | | | | |
|----------------|-----------------|--------------|---------------|
| ■ 市庁舎 | ● 保育所 | ● 老人憩の家 | ● 図書館 |
| ● 出張所 | ■ 留守家庭児童学級 | ■ 障害者福祉施設 | ■ 博物館等 |
| □ 消防施設 | □ 留守家庭児童クラブ・児童館 | ▲ 保健センター | ▲ 公民館・学習等供用会館 |
| ● 小学校 | △ ファミリーサポートセンター | ★ 福祉センター | ★ その他社会教育系施設 |
| ■ 中学校 | | ● その他保健・福祉施設 | |
| ▲ その他学校教育系施設 | | | |
| ● スポーツ施設 | ● 文化施設 | ● 医療施設 | ● 資源循環系施設 |
| ■ レクリエーション施設 | ▲ その他市民文化系施設 | ● 観光施設 | ○ 斎場 |
| ▲ その他スポーツ・公園施設 | ● 市営住宅 | ● 産業系施設 | ■ 競輪場 |
| | ■ 市有住宅 | | ▲ その他施設 |

⑪ 西浦地域



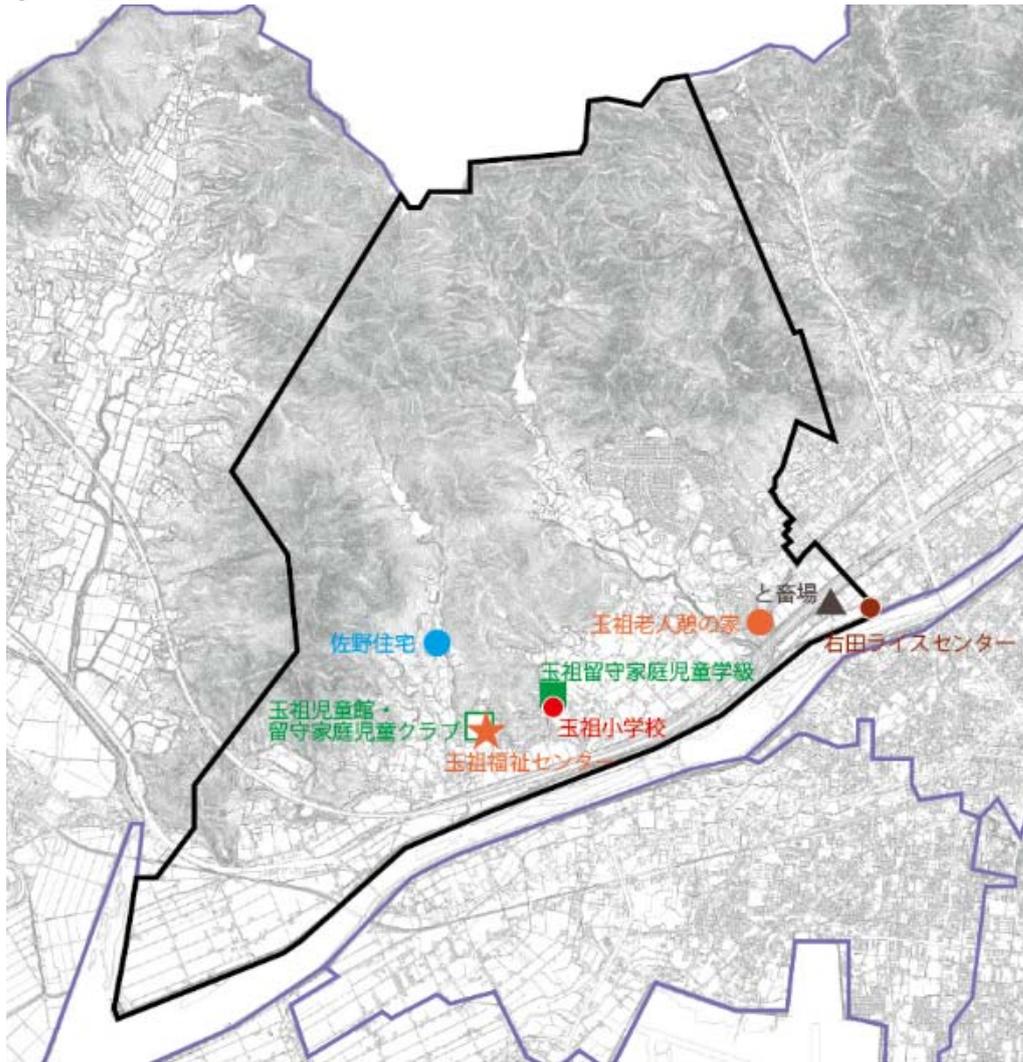
- <凡例>
- | | | | |
|----------------|-----------------|--------------|---------------|
| ■ 市庁舎 | ● 保育所 | ● 老人憩の家 | ● 図書館 |
| ● 出張所 | ■ 留守家庭児童学級 | ■ 障害者福祉施設 | ■ 博物館等 |
| □ 消防施設 | □ 留守家庭児童クラブ・児童館 | ▲ 保健センター | ▲ 公民館・学習等供用会館 |
| ● 小学校 | △ ファミリーサポートセンター | ★ 福祉センター | ★ その他社会教育系施設 |
| ■ 中学校 | ● 文化施設 | ◆ その他保健・福祉施設 | |
| ▲ その他学校教育系施設 | ▲ その他市民文化系施設 | ● 医療施設 | ● 資源循環系施設 |
| ● スポーツ施設 | ● 市営住宅 | ● 観光施設 | ○ 斎場 |
| ■ レクリエーション施設 | ■ 市有住宅 | ● 産業系施設 | ■ 競輪場 |
| ▲ その他スポーツ・公園施設 | | | ▲ その他施設 |

⑫ 右田地域



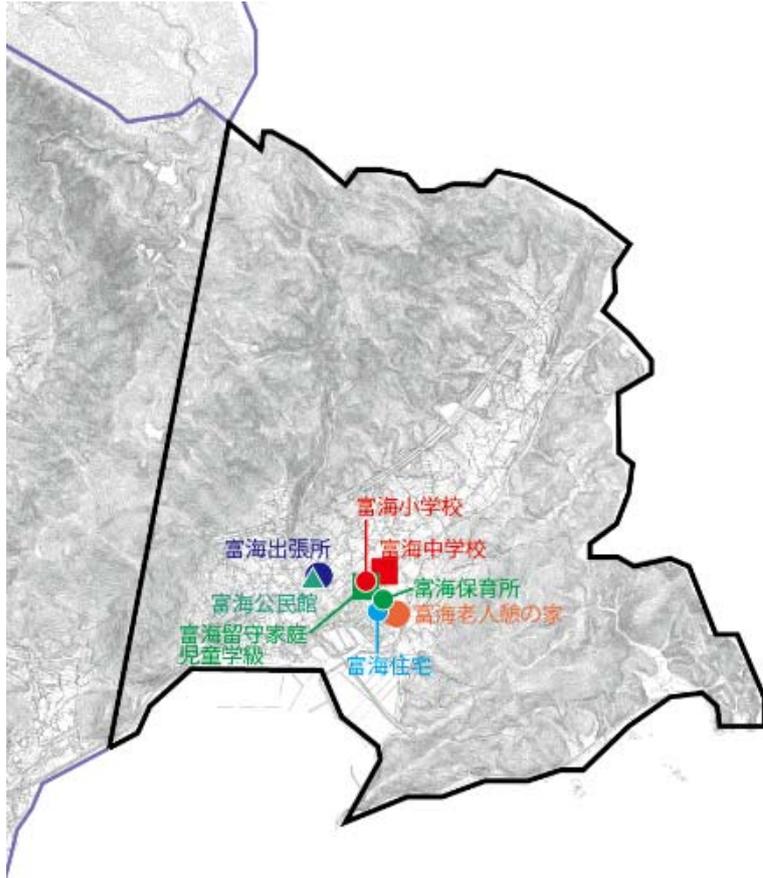
- <凡例>
- | | | | |
|----------------|-----------------|-----------|---------------|
| ■ 市庁舎 | ● 保育園 | ● 老人憩の家 | ● 図書館 |
| ● 出張所 | ■ 留守家庭児童学級 | ■ 障害者福祉施設 | ■ 博物館等 |
| □ 消防施設 | □ 留守家庭児童クラブ・児童館 | ▲ 保健センター | ▲ 公民館・学習等供用会館 |
| ● 小学校 | △ ファミリーサポートセンター | ★ 福祉センター | ★ その他社会教育系施設 |
| ■ 中学校 | ● 文化施設 | ● 医療施設 | |
| ▲ その他学校教育系施設 | ▲ その他市民文化系施設 | ● 観光施設 | ● 資源循環系施設 |
| ● スポーツ施設 | ● 市営住宅 | ● 産業系施設 | ○ 斎場 |
| ■ レクリエーション施設 | ■ 市有住宅 | | ■ 競輪場 |
| ▲ その他スポーツ・公園施設 | | | ▲ その他施設 |

⑬ 玉祖地域



- <凡例>
- | | | | |
|----------------|-----------------|--------------|---------------|
| ■ 市庁舎 | ● 保育所 | ● 老人憩の家 | ● 図書館 |
| ● 出張所 | ■ 留守家庭児童学級 | ■ 障害者福祉施設 | ■ 博物館等 |
| □ 消防施設 | □ 留守家庭児童クラブ・児童館 | ▲ 保健センター | ▲ 公民館・学習等供用会館 |
| ● 小学校 | △ ファミリーサポートセンター | ★ 福祉センター | ★ その他社会教育系施設 |
| ■ 中学校 | ● 文化施設 | ● その他保健・福祉施設 | |
| ▲ その他学校教育系施設 | ▲ その他市民文化系施設 | ● 医療施設 | ● 資源循環系施設 |
| ● スポーツ施設 | ● 市営住宅 | ● 観光施設 | ○ 斎場 |
| ■ レクリエーション施設 | ■ 市有住宅 | ● 産業系施設 | ■ 競輪場 |
| ▲ その他スポーツ・公園施設 | | | ▲ その他施設 |

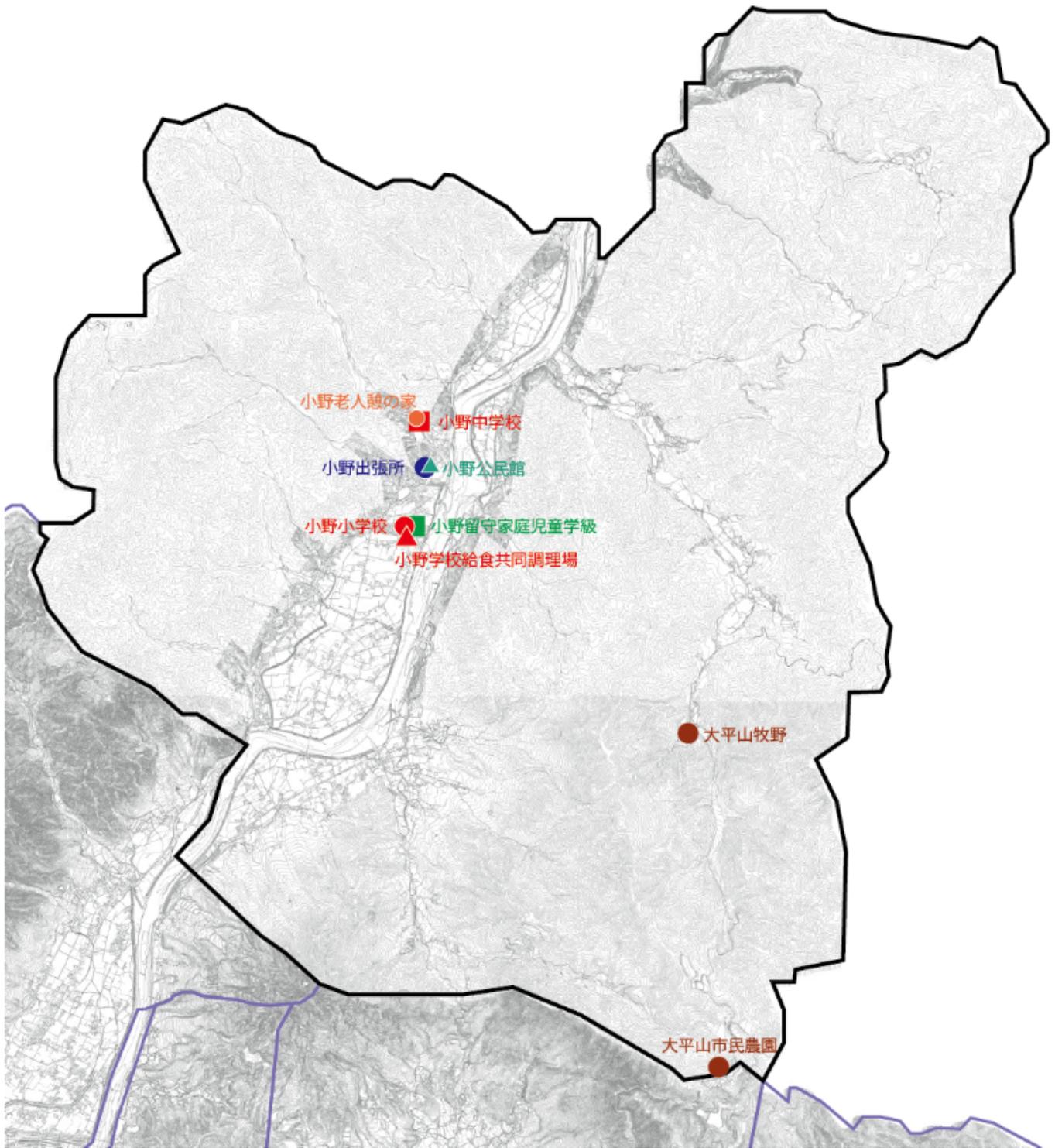
⑭ 富海地域



<凡例>

- | | | | |
|----------------|-----------------|--------------|---------------|
| ■ 市庁舎 | ● 保育所 | ● 老人憩の家 | ● 図書館 |
| ● 出張所 | ■ 留守家庭児童学級 | ■ 障害者福祉施設 | ■ 博物館等 |
| □ 消防施設 | □ 留守家庭児童クラブ・児童館 | ▲ 保健センター | ▲ 公民館・学習等供用会館 |
| ● 小学校 | △ ファミリーサポートセンター | ★ 福祉センター | ★ その他社会教育系施設 |
| ■ 中学校 | | ◆ その他保健・福祉施設 | |
| ▲ その他学校教育系施設 | ● 文化施設 | ● 医療施設 | ● 資源循環系施設 |
| ● スポーツ施設 | ▲ その他市民文化系施設 | ● 観光施設 | ○ 斎場 |
| ■ レクリエーション施設 | ● 市営住宅 | ● 産業系施設 | ■ 競輪場 |
| ▲ その他スポーツ・公園施設 | ■ 市有住宅 | | ▲ その他施設 |

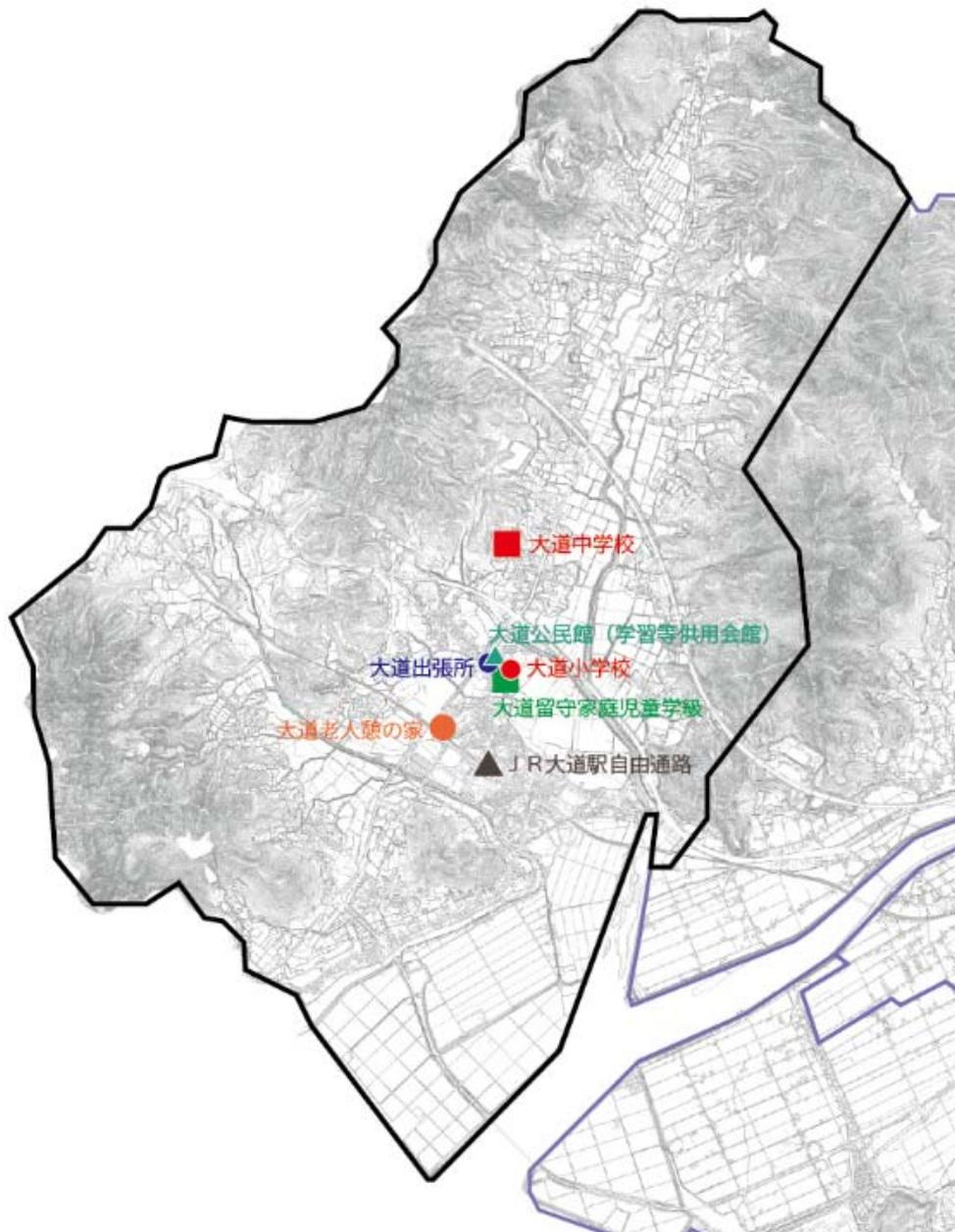
⑮ 小野地域



<凡例>

- | | | | |
|----------------|-----------------|--------------|---------------|
| ■ 市庁舎 | ● 保育所 | ● 老人憩の家 | ● 図書館 |
| ● 出張所 | ■ 留守家庭児童学級 | ■ 障害者福祉施設 | ■ 博物館等 |
| □ 消防施設 | □ 留守家庭児童クラブ・児童館 | ▲ 保健センター | ▲ 公民館・学習等供用会館 |
| ● 小学校 | △ ファミリーサポートセンター | ★ 福祉センター | ★ その他社会教育系施設 |
| ■ 中学校 | | ● その他保健・福祉施設 | |
| ▲ その他学校教育系施設 | ● 文化施設 | ● 医療施設 | ● 資源循環系施設 |
| ● スポーツ施設 | ▲ その他市民文化系施設 | ● 観光施設 | ○ 斎場 |
| ■ レクリエーション施設 | ● 市営住宅 | ● 産業系施設 | ■ 競輪場 |
| ▲ その他スポーツ・公園施設 | ■ 市有住宅 | | ▲ その他施設 |

⑩ 大道地域



- <凡例>
- | | | | |
|----------------|-----------------|--------------|---------------|
| ■ 市庁舎 | ● 保育所 | ● 老人憩の家 | ● 図書館 |
| ● 出張所 | ■ 留守家庭児童学級 | ■ 障害者福祉施設 | ■ 博物館等 |
| □ 消防施設 | □ 留守家庭児童クラブ・児童館 | ▲ 保健センター | ▲ 公民館・学習等供用会館 |
| ● 小学校 | △ ファミリーサポートセンター | ★ 福祉センター | ★ その他社会教育系施設 |
| ■ 中学校 | | ● その他保健・福祉施設 | |
| ▲ その他学校教育系施設 | ● 文化施設 | ● 医療施設 | ● 資源循環系施設 |
| ● スポーツ施設 | ▲ その他市民文化系施設 | ● 観光施設 | ○ 斎場 |
| ■ レクリエーション施設 | ● 市営住宅 | ● 産業系施設 | ■ 競輪場 |
| ▲ その他スポーツ・公園施設 | ■ 市有住宅 | | ▲ その他施設 |

防府市公共施設等総合管理計画

平成28年12月

編集発行:防府市総合政策部行政経営改革課
(〒747-8501 防府市寿町7番1号)